

## 令和6年定例第3回市議会会議録(第2日)

令和6年9月5日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教	16番	牛 嶋 利 三

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	書記	倉橋めぐみ
参 与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松嶋盛人	子ども子育て課長	田中聡美
副市長	森田泰平	介護支援課 高齢者支援係長	鬼丸哲也
教育長	待鳥博人	商工観光課長	相地智輝
保健福祉部長兼 福祉事務所長	松藤典子	福祉課福祉 総務・障がい 福祉係障がい 福祉担当係長	下川雅子
市民部長兼 市民課長	山田利長	子ども子育て 課長補佐兼 子ども子育て係長	甲斐田美紀
環境経済部長	木村勝幸	地域包括支援 センター係長	野中久美
建設都市部長	甲斐田裕士	都市計画課長	石橋豊裕
教育部長	堤 則勝	都市計画課住宅 政策係長	河口征生
消防長	北嶋俊治	農業委員会 事務局長	岡 俊幸
総務課長	平川貞雄	農林水産課長 補佐兼農政係 農政担当係長	姉川秀樹
財政課長	大坪康春	農林水産課長	猿本邦博
福祉課長兼 福祉事務所副所長	野田英一	商工観光課 商工観光係 商工担当係長	中島舞子
介護支援課長兼 地域包括支援 センター長	山下優子	環境政策課 環境衛生係 環境衛生担当係長	江崎 浩

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	6	奥 菌 由美子	1. 障がい者や高齢者への支援強化を
2	5	森 弘 子	1. 子ども食堂（地域食堂）への市からの取り組みと事業費の補助を
3	2	三小田 智 裕	1. 答弁後の経過を問う
4	9	前 原 武 美	1. 高齢化による成年後見人の必要性が増大しているのではないか
5	1	諸 富 正 也	1. 農業振興について

---

午前9時32分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行っていただきますようお願いいたします。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いいたします。

また、会議規則第62条に基づきまして、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告をしていない質問がないよう、通告書に沿って質問を行っていただきますようお願いいたします。

なお、会議規則第55条の規定によりまして、発言は全て簡明にされるようお願いをいたし

ます。

なお、執行部につきましても、簡明な答弁をお願いしておきたいと思えます。

それでは、順次発言を許します。

まず、6番奥菌由美子君、一般質問を行ってください。

### ○6番（奥菌由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。議席番号6番、公明党、奥菌由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、障がい者や高齢者への支援強化をとの主題で質問させていただきます。

2024年4月からは、改正障害者差別解消法に基づき、自治体においては既に義務化されていた障がい者に対する合理的配慮の提供が事業者においても義務化されました。

2022年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がいの有無にかかわらず同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすると明記されるなど、健常者との情報格差の解消を目指しています。

そこで、3点お尋ねいたします。

具体的事項1、Uni-Voice導入についてお尋ねいたします。

視覚障がい者や小さな文字が読めない高齢者にとって、情報入手は音声に頼ります。文字情報を音声で読み上げる二次元コード（Uni-Voice）は、無料の専用アプリで読み込むと音声で流れます。また、音声コードの作成ソフトは自治体に無償で貸与されており、職員がワードで作成した文書を専用ソフトで簡単に音声コードに変換でき、様々な行政機関、企業でも導入が始まっています。みやま市でもぜひ導入を進めていただきたいと思いますと考えますが、市の見解をお尋ねします。

具体的事項2、軟骨伝導イヤホンの導入についてお尋ねいたします。

耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導イヤホンは、集音器に小声で話しかけても難聴者にはっきりと聞こえるため、窓口での相談の際、職員が大声で話す必要がなく、周囲に個人情報や相談内容を聞かれないで済みます。また、イヤホンに穴が空いていないので、清潔な状態を保てます。聞こえづらくなった高齢者の方などが老眼鏡と同じような感覚で使えるよう、また、プライバシー保護のためにも軟骨伝導イヤホンを市の窓口を導入してはいかがでしょうか。市の考えをお尋ねします。

具体的事項3、加齢性難聴の方への補聴器購入費助成についてお尋ねいたします。

聞こえにくさをほっておくと、認知症や鬱病、社会的孤立、生活の質の低下などのリスクが高まるとされています。

現在、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている方への補装具費の助成はありますが、加齢に伴う難聴にはありません。加齢により聴力機能が低下した高齢者に対し、補聴器の購入費助成を独自に取り組む自治体も増えてきています。市民の方からも、みやま市は補聴器購入の補助金はないとねとよく聞かれます。市として助成の考えがあるのか、お尋ねします。

以上、3点について御答弁をお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

改めまして皆様おはようございます。

それでは、奥菌議員の障がい者や高齢者への支援強化をとの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のUni-Voiceの導入についてでございますが、御指摘のとおり、視覚障がい者や視力低下が著しい方にとって、視覚に頼った情報入手は困難であります。そのため、代替手段が必要となりますが、音声読み上げ等による情報提供は有効と考えており、既にUni-Voiceに対応したものとして、第3次みやま市地域福祉計画の概要版を令和5年3月に作成しております。

国におかれては、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、令和4年に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行されました。

本市におきましても、共生社会の実現に向け、情報提供の在り方について、県や他の自治体の先行事例に学びながら音声読み上げツール等のさらなる活用推進に取り組んでまいります。

次に、2点目の軟骨伝導イヤホンの導入についてでございますが、こちらは、聴覚に困難を抱える方への市役所窓口における支援策の御提言をいただいたものと認識しております。

市役所での窓口対応の際に、通常の会話では聞き取りができない方には、職員がより大きな声で話したり耳元へ顔を近づけて話すことがございます。

一方で、窓口対応をはじめ、市の業務においては、プライバシーに関する事等には十分

な注意を払う必要があります、職員はこのことを常に留意して業務に従事しております。

今後につきましても、市民、来庁者に御不便をおかけしたり、不愉快な気持ちを与えないよう、慎重かつ丁寧な窓口対応を行ってまいります。

御提言にもありました軟骨伝導イヤホンにつきましては、聞こえの支援効果が期待できますので、福祉課や介護支援課をはじめとする需要が見込まれる窓口への導入を検討してまいります。

今後も来庁者のニーズに沿った支援を行うことで、窓口サービスをより一層向上させ、本市の目指す「だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進してまいります。

次に、3点目の加齢性難聴の方への補聴器購入費助成についてでございますが、国の調査研究事業では、難聴は高齢者の健康上の問題においても上位にあり、70代男性で5人から6人に1人、女性で10人に1人程度が日常生活に支障を来すような難聴を有しているとの報告があります。

また、高齢期の難聴は加齢に伴い緩やかに進行するため、いつしかコミュニケーションに支障を来す中で、人との関わりを避け、社会活動を抑制してしまうおそれや、フレイルの発症と関連するとの報告もあります。

フレイルには様々な共通原因があると言われておりますが、症状が進行、重症化する過程には、聴力・平衡感覚の機能障がい、すなわち難聴が関わっている可能性があると言われて、フレイル予防や認知症予防を目指すに当たり、同時並行で難聴に対する適切な対策も施すことが有効であると示唆されています。

本市における補聴器の助成制度の現状でございますが、議員御指摘のとおり、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けておられる方への補装具費の支給がありますが、身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴者の方への補聴器購入の助成につきましては、全国市長会におきまして、国に対する提言として、加齢性難聴者等の軽・中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを求めているところでございます。

本市におきましても、今後、国や他の自治体等の動向を注視しながら調査研究してまいります。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥菌由美子君。

○6番（奥藪由美子君）

具体的事項ごとにそれぞれ再度質問させていただきます。

まず、1点目のUni-Voiceでございます。

直接Uni-Voiceに入る前に、現在、視覚障がいの方へ市から各種お知らせ、また、郵便物など出されていると思うんですが、それに対して今現時点で健常者の方と何か別に配慮されているようなことがあれば教えていただいでよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

野田福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（野田英一君）

皆様おはようございます。ただいまの奥藪議員からの御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

福祉課のほうで把握をしている限りにおきましては、市において健常者の方と同様に何か情報の取得ができるように、配布、通知等を行う際に何が行われているかというふうなことにおきましては、代表的なものとしては広報紙等があるかと思っておりますけれども、広報紙におきましては、これは市が直接ということじゃなくてボランティア団体の方等の活動によるものにはなってしまうんですけれども、ボランティア団体において広報紙の朗読等を行っていただいたものをCD等に保存していただいて、そちらを御希望の方に郵送対応するというふうなことが行われております。

また、別の手段として、点訳による広報紙等の訳を作成していただいて、それをサービスとしてボランティア団体のほうで活動の中で行っていただいているものを利用されている方もいらっしゃるかと存じております。

その他いろんなもろもろの通知が市のほうから各個人の皆様等に出されていたり、あと、いろんな発刊物等もあるかと思っておりますけれども、そちらについては、現状を何か特別な対応がそれぞれにおいてされているかという、広く統一的な対応がされているということでは現状ではございません。

以上になります。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥藪由美子君。

○6番（奥藪由美子君）

先ほど触れられました広報紙、ボランティアの方は非常に頑張ってください、朗読ボランティアさんだったり、点訳のボランティアさんだったりで広報紙、毎月発刊された後にしっかりと視覚障がいの方に送っていただいているというのは私も存じ上げております。非常にボランティアさんには頑張ってくださいているんですが、市からのお知らせは広報紙だけではございません。ほかにもいろいろございます。じゃ、現時点では特に何かしているかということではないということで今御答弁いただきました。

そこで、先ほどのUni-Voiceになるんですが、Uni-Voiceがどういうものかというのはちょっと御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、先ほど答弁書にも出てきました第3次みやま市地域福祉計画にUni-Voiceがもう採用されているということで、今日それを載せてあるのをちょっとこの場に持ってきたんですが、Uni-Voiceには載せるための決まり事がありまして、（資料を示す）この二次元コード、QRコードみたいな、ここを専用のアプリで読み込むと、QRコードを読み込んだときと同じようにここに入れてある文字データが音声としてずっと読み上げられると。ですから、例えば、このページを読み込んだら、第3次みやま市地域福祉計画とか、そういうふうここに書いてある文章がずっと音声で読み上げられます。ここに切り欠きとってちょっと欠けてはいますが、触ってここに二次元コードがあるというのが分かるようになっております。

正直、市のほうで、実はUni-Voice、一回これに使っているんだということを今回質問に当たってちょっとお聞きしたときに初めて気づいて、私も概要版、以前にもらっていたんですが、そのまましまい込んで、Uni-Voiceが使用されていたというのは全く正直気づいておりませんでした。今回ちょっと取り出してきたんですが、私自身がもう全然気づいていなかったんで、もうほとんどの市民の方が、もらったけど、結局これは多分、Uni-Voiceの二次元コードじゃなくてQRコードだと思ってある方がほとんどじゃないかなと思います。Uni-Voiceの説明、これがどういったものでどういったことで読み込めるんだという説明も、たしか私の記憶にある限りではなかったかなと思います。

現時点では、市では出されたのはこれの1枚だけですが、市からのお知らせも、特に大事な防災絡みのこととか、特に大事なお知らせは市からはたくさんございます。ただ、それを視覚障がいの方が情報入手しようとするとなかなか大変でございます。

先ほどいろんな各行政機関や企業もこれを導入しているということでありましたけど、一例ですけど、これは福岡県も出しています、（資料を示す）これは流域治水のパンフレッ

トなんですけど、ここにもUni-Voice、この二次元コードがついておりまして、大事なそういった防災のことについても、この二次元コードを専用のアプリで読み込めば、この流域治水の中身が音声で読み上げられて何と書いてあるか分かります。

行政機関だけじゃなくて企業もですけど、これはちょっと私の個人的な生命保険の案内なんですけど、企業からも実はこの封筒、後ろにUni-Voiceの二次元コードがついていまして、ここに切り欠きの加工もされていますけど、これは生命保険の契約内容のお知らせですというのが、だから、ここを読み込めば、どこどこ生命保険から契約内容のお知らせですと、内容の問合せについては電話番号何番に電話してくださいとか、そういうのが音声で全部読み上げられます。

ここでUni-Voice、一回市で使われていますので、もちろん御存じだと思いますが、最初に申し上げたとおり、この音声コードに変換する作成ソフトは無償で自治体に貸与されています。もちろん音声コードにするための二次元コード化する手間と、あと、切り欠き印刷だったり、印刷の決まり事がありますので、それを守るための印刷だったり、手間と若干の印刷料の上乗せはあるとは思いますが、一回これに使用されただけではなくて、今後はもうちょっと積極的にいろんなものに活用してはどうかと思いますが、一応市の考えをお尋ねいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

野田福祉課長兼福祉事務所副所長。

**○福祉課長兼福祉事務所副所長（野田英一君）**

ただいまの御提言と捉えさせていただいた分につきましては、福祉課としては市の福祉を推進していくという立場でございますので、ごもっともな御意見というふうに考えております。

実際現状、市の各部署においてそういったツールについて周知が図られていたのかというと、ちょっとそうではなかったのではないかとこの反省点もございまして、再度、福祉課のほうから各部署のほうに、こういったツールがあって、利用についてはちょっと各部署内で対応可能なものについては推進をしていくというふうなところの周知をまずさせていただいて、そういった活用の推進を今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○議長（牛嶋利三君）**

6 番奥菌由美子君。

○6番（奥菌由美子君）

まずは福祉課のほうで推進していくということではございますが、先ほどもありましたように、活用しようと思えばもう全部署関わってくることでございます。先ほど防災とか安全に関することとかもちよつと言いましたが、実はこの一般質問をするに当たっても、広げればもう全部署に関わってくるので、じゃ、どこを中心的に打合せしようかとなったときに、一応、障がい者の方ということで福祉課を中心に打合せをさせていただいたんですが、活用しようと思えば本当、全部署に関わってまいりますし、実際もう既に導入しているところは、水道料金のお知らせのところにこのUni-Voiceを印刷できるようにして、水道料金のメーター検針したときに水道料金がそのまま読み込んだら分かるようにするようなことをやっている自治体もあります。本当に広げようと思えばどんなことにでも広げられます。ちよつと全部署にも関わることでございますので、一応、市長としてもUni-Voiceについてどうお考えか、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

奥菌議員の御質問にお答えいたします。

このUni-Voiceの導入につきましては非常に有効な情報収集の手段と考えております。一遍に全部の書類等も併せて導入するというのは非常に時間と手間もかかると思いますが、まずは、先ほど福祉課長のほうから申しあげましたように、できるところから導入を、一部はしておりますけど、重要なところ、必ず情報伝達必要な部分、知っておいていただきたいところから導入を順次進めさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥菌由美子君。

○6番（奥菌由美子君）

順次導入を進めていきたいということで、私もいきなり全部をするというのは難しいというのは重々分かっておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、2点目の軟骨伝導イヤホンの導入についてお尋ねいたします。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、八女市でもう既に導入されておまして、市役所本庁

の福祉課窓口と地域包括支援センター、黒木支所内東部健康づくり室の今3か所に設置をされております。先日、八女市役所、今新しく新庁舎に変わりましたので、新庁舎の見学かたがた福祉課までお伺いして実際に使用して、いろいろな担当課の方からお話を伺わせていただきました。

軟骨伝導イヤホン自体も御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと簡単に説明いたしますと、丸い、本当に真ん丸のイヤホンの上にプラスチックのちっちゃい突起がついていまして、耳の穴に入れるとプラスチックの突起が軟骨に当たって、その振動を音として伝えるということで、集音器も10センチぐらい、本当にちっちゃい、小型化されていまして、右耳と左耳とスティック状の集音器の両側に右耳音量、左耳音量とついていまして、例えば、左のほうが悪い方は左耳の音量だけ上げるとか、そういう調整もできまして、非常に軽いし扱いもすごく簡単で、実際につけて音を聞いてみましたが、雑音もなくはっきりときれいに音が聞こえました。もう本当に使い勝手がよくて、これはすごくいいなと思われて担当者の方にお聞きすると、実際に使用された高齢者の方から非常に気に入られて、個人的に購入したいので、どこで買えるんですかと、どこで買ったか教えてくださいというような方も実際にいらっしゃったということで担当者の方からお話を聞きました。軟骨伝導イヤホンは実際ちょっと新しい技術で、その前までは骨伝導イヤホンとかいろいろあったんですが、今申しましたとおり非常に使い勝手がいいものです。値段も手頃で、私が見せてもらったのは充電器も入れて1台約30千円ぐらいでした。なので、先ほども言いましたとおり、プライバシーの保護の観点からも大声で話す必要もございませんので、ぜひみやま市でも導入をしていただきたいということで、今御答弁にも前向きな御答弁をいただいておりますが、再度お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

野田福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（野田英一君）

軟骨伝導イヤホンにつきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、県内の自治体においても一部導入が進んでいたり、検討がなされていたりという動向についてはこちらでも把握をさせていただいております。

おっしゃられるとおり、使用感につきましてもかなり良好で、聞こえやすいというふうな御意見があるというふうなことも伺っております。ただ、先行導入自治体においては、やは

り周知の度合いという部分、かなり影響しているかとは思いますが、利用実績としてまだ多くないというふうな部分があるというふうにも伺っておりますので、まず、保健福祉部内ですとか、需要が高かろうと思われる部署において導入をさせていただく方向で検討させていただいて、その導入後の利用動向を精査しまして、例えば、全庁の窓口等に1台、ないし2台を設置していくとかいうふうな計画を今後進めていくというふうな流れでやっていければなというふうに今考えておるところでございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番奥菌由美子君。

**○6番（奥菌由美子君）**

ありがとうございます。おっしゃるとおり、実際、軟骨伝導イヤホンが窓口にあるというのを御存じない方もまだまだ多いということで、市の職員のほうから積極的に、ちょっと耳の聞こえが少し悪いかなと思われる方にも積極的に使っていないとなかなか周知はされないかと思いますが、まずは、需要が高そうなところから取り組んでいただくということで非常に前向きな御答弁いただいたと思います。ぜひ導入をお願いいたします。

では次に3点目、加齢性難聴の方への補聴器購入費の助成についてでございます。

先ほども徐々にほかの自治体でも助成を始めている自治体も増えてきているということで申し上げましたが、ほかの自治体の助成の状況など、担当課では把握はされていらっしゃるのでしょうか、まずお尋ねいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）**

皆さんおはようございます。奥菌議員の御質問にお答えいたします。

2024年5月現在時点で調査をしましたところ、福岡県内のほかの自治体において、身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入への助成を実施している自治体は、県内60市町村のうち8自治体で実施されておられます。近隣では大刀洗町が実施をされています。

実施の内容につきましては、その要件といたしましては様々で、聴力の程度や医師の診断書が必要であるとか、状態に合った器具の指定がございましたり、対象となる要件については自治体により様々でございます。

市長答弁でも述べましたように、国の補助制度やほかの自治体の動向等を見ていきながら、みやま市で現在実施しております高齢者福祉サービス全体の状況も踏まえて、今後のことをまた総合的に調査研究しながら行ってまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥菌由美子君。

○6番（奥菌由美子君）

県内60市町村のうち8自治体ということで、近隣では大刀洗町ということでございましたが、私自身もちょっと調べましたけど、まだまだ導入している自治体は確かに全体で見れば少ないようでございます。先ほど補助対象についても山下課長がちょっと触れていただきましたが、ほとんどの自治体で補助対象、大体、住民税非課税世帯で、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、医師に補聴器の使用が必要と診断されているということが条件となっていて、1人1回限りで大体30千円前後ぐらいの補助をしている自治体が多いようでございます。

確かに補聴器、物すごい高額で、私もちょっと調べたんですが、その方にちゃんと合った補聴器を作るとすると、普通でも大体約200千円ぐらいはすると。もっと高いのになったら400千円、500千円もするものもざらでございます。それで、もちろん高額なものなので、そこを何万円か補助して、じゃ、実際に購入されるかどうかというのは私も少し心配なところではありますが、先ほどもちょっと触れましたように、やはり聞こえづらい、聞こえにくいということにつきましては、認知症につながったり、人とのコミュニケーションだったり、外に出ていくのがおっくうになってだんだんとフレイル状態、虚弱な状態になるというところで、そういった予防の意味で補聴器に対して補助している自治体も徐々に増えているようです。

先ほど国に全国市長会を通じて要望を出しているというところではございました。確かになかなか金額も金額ですし、市の独自の助成となりますと市費がかなりかかるだろうということも見込まれますので、そういった市から国へ補助制度の創設と併せて、ぜひ補助についてしっかりと検討していただいて少しでも皆様の助成ができないかというところで、ちょっと改めてもう一回お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）**

先ほど奥菌議員のおっしゃられた御意見につきましては、介護支援課高齢者支援係のほうで高齢者福祉サービスのほうのいろんな事業を展開しておりますので、今後、フレイル対策でありますとか認知症予防という観点でいろいろな取組も近隣市町の調査研究をしていきながら取り組んでいきたいと思っております。

補聴器をつけたがらない方というのは聞こえに気づかれていないという方がほとんどでございますので、市のほうとしましてもそういった補助制度の近隣市町の調査研究とともに、そういった方への対応というのにも必要かなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番奥菌由美子君。

**○6番（奥菌由美子君）**

先ほど耳の聞こえが悪くなっているのに気づいていない方もいらっしゃるというお話がちょっと出ましたが、確かに補聴器を買ったけど、使いにくくて結局使っていないというお声も実は私も何人か高齢者の方から聞いたこともあります。ですから、補聴器の助成もぜひしていただきたいんですが、あわせて、いわゆる耳のフレイル、耳がだんだんと聞こえが悪くなっていく、その耳のフレイルチェックの推進もぜひ市として併せて進めていただきたいなと思っております。

これが日本補聴器工業会などが1万4,061人を対象に2022年に実施したアンケート調査がございまして、その結果が、自分が難聴、もしくは難聴だと思っているとした人の割合は10%、このうち、かかりつけ医や耳鼻科医に相談した人は38%、補聴器を所有している人の割合は約15%ということで、日本の補聴器の所有率は同様の調査が行われた16か国中15位ということで、実際に耳が少し聞こえが悪くなっても補聴器を購入するに至るまでに至っていない方がもうほとんど、ほぼほとんどの方が耳が悪いままにしていらっしゃるという、ほったらかし状態というか、そこがもう非常に問題じゃないかなと思います。

聴力検査につきましては、新生児の聴力検査だったり学齢期——学校だったり、成人になったときにもある程度検査体制が整ってはいるんですけど、高齢期になったときには健康診断の項目にも大体入っていませんよね。大体高齢期になりますと、もうすっぱりと健診の項目から抜け落ちている状況でございます。難聴で医療機関を受診する人も少ないとい

う調査もございますので、やはり先ほどもありましたけど、難聴の放置が生活の質の低下につながるという研究もございます。高齢者の方が難聴に早くに気づいて、相談医や専門医による助言の下で自分にきちんと合った補聴器を使用できる体制の整備も早急に必要ではないかと考えております。これに対して市の考えをお尋ねいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）**

奥菌議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の方で、現在、対応といたしましては、個々の対応が今行っている状況で、奥菌議員がおっしゃられた集団に対しての健診という形でのスクリーニング的なものは現在やっておりますが、個々の対応といたしましては、高齢者とよく接する地域包括支援センター、こちらのほうに様々な相談が年間2,000件ほど寄せられております。その中で、継続して訪問を行っている中で、ほとんどの認知症の方ですとか高齢者の方は聞こえづらさを抱えていらっしゃる方がほとんどです。その中で、専門職が耳鼻科への受診、または、補聴器技能士がいる購入店、そういったところで耳の聞こえの調整をしていただくようなお話も併せてしております。また、継続訪問をする中で、受診をされたかどうかの確認や受診について御本人では判断がつかない場合は、御家族と連絡を取って御家族に受診をしていただく、または補聴器の購入を検討していただく、勧めていただくという取組は行っております。

議員御指摘の、先ほど日本補聴器工業会のお話もありましたが、やはり補聴器を高齢者の方がつけたがらない理由のトップは、自分が耳の聞こえに支障があるということに気づいていらっしゃらない、または支障がないという判断をしていらっしゃるということで、本当に聞こえなくなってからでしか対応しないという状況になっているということと、実際そのように進行してから聞こえの状態に合わせて補聴器を調整したとしても、補聴器をつけるときに、しばらく長い間耳が――耳は音を拾うという機能です。その音を言語や、そういった言葉ということで理解をして、それを解釈するというのは脳の役割でございます。ですので、長い間聞こえない状態にさらされていると、脳は聞こえない脳という形になって、補聴器を合わせたときにどうしても日常の会話が雑音に聞こえてしまって、補聴器をつけていると雑音が聞こえづらくてもうとても不快に感じる。騒音の中ですと余計それを感じるということで、補聴器を外されるということが起こっているということも言われています。

聴覚学会の先生方の情報等を見ますと、やはり1日に7時間から8時間つけているのを3か月続けて、その中で音量を調節したりという細かい調整が合わせていくためには必要となりますが、そういったことをするためには受診も頻回になりますし、煩わしさを少し辛抱するという必要になってきますので、やっぱり補聴器をつけるということにはなかなかリスクが、あと、御本人の努力とその専門職のリハビリ的な関わりというところで根気の要る時期があるようでございます。また、議員がおっしゃられたように、高価であるということもありますので、補聴器をつけることへの勧奨を図っていくと同時に、先ほどの集団に対しての健診で、早期発見、早期対応ということにつきましても、やっぱり加齢性難聴が最終的に及ぼす影響というのも認知症であるということは幾つかの文献で、限定的ではありますが、出ておりますので、市といたしましては、聞こえの状態を確認する集団的な取組については、今現在、介護予防のフレイル健診ですとか、介護予防教室を集団でやっております。その中に、取り組んでいけるかということも含めて検討をしていながら、よその自治体の先進事例も参考に、今後取組の調査検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番奥藺由美子君。

**○6番（奥藺由美子君）**

もう非常に詳しく説明していただきまして、なかなか補聴器をつけたがらない理由についても詳しく教えていただいて、実際そのとおりだと思います。先ほど、補聴器を作るだけの問題ではなく、早期発見、早期受診、早期対応というのが大事だということもおっしゃっていただきました。現時点で行われておりますフレイル健診だったり介護予防教室だったりとかで、耳の聞こえについてもちょっと取り入れられないかということで、検討していただくということで御答弁いただきました。ぜひ今、大体どこの地域でも介護教室とか活発に活動していただいておりますので、ぜひそちらのほうも、体のほうもそうですが、耳の聞こえも認知症予防には大事ということでぜひ進めていただきまして、先ほどもありましたけど、耳の聞こえの悪い方、自覚がない方も実際にいらっしゃるということで、自分の耳の聞こえが悪くなったという自覚を持っていただいて、早期受診、または、先ほどもおっしゃったとおり、その後補聴器もかなり御本人の努力が必要な部分で、本当にその方の状態に合った補聴器にするにはかなり御本人の努力も必要というところで、しっかりと早期予防に努めていた

だければと思います。というところで、今後もぜひ進めていただければと思います。

私自身、まず今回の質問で視覚障がいの方だったり聴覚障がいの方だったり、ちょっといろいろ多岐にわたって質問させていただきましたが、今後もいろんな新しい技術が日々出てきております。私自身もいろんなところからの情報を収集して、そういった何かすごい技術が今は進んでいるんだなというのを知った次第でございます。そういった取り入れられる部分はしっかりと市でも今後も取り入れていただきまして、障がい者の方や高齢者の方へさらなる支援を、強化をお願いしたいと思います。

今後さらなる支援をお願いして、私の一般質問、終了させていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、5番森弘子君、一般質問を行ってください。

#### ○5番（森 弘子君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。議席番号5番森弘子です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の今回の一般質問の主題は、子ども食堂（地域食堂）への市からの取組と事業費の補助をという内容で一般質問させていただきます。

まず、事項1として、なぜみやま市においては市の事業として応援がないのかということです。

みやま市の近隣の八女市、柳川市、久留米市のホームページにおいては、子ども食堂と索引すると、事業費補助金申請がヒットします。しかし、みやま市は子ども食堂に一致する情報は見つかりませんでしたと出てきます。みやま市の子ども食堂への取組についてお尋ねします。

事項2として、子ども食堂を立ち上げるには大きな資金が必要です。既に立ち上げられたグループにお話をお聞きした際に一番大変だったのが、最初の資金をどうするかということだったそうです。現在、お米や食料品、調味料など、少しずつ値上がりしていて、子ども食堂を開くとなるとかなりの資金が必要です。そのため、食材は農家さんから規格外の野菜を頂き、道の駅に出品後引き取った野菜を頂く。そして、フードロスを取り扱っている会社からは、食料品をもらうにしても、鳥栖などの遠いところに仕事をなげうってでも車で出かせなければならぬそうです。食料集めには車は必ず必要で、ガソリン代もかかるし、子ども

食堂開所目前の1週間は、食材を集めたり、その食材に合わせての献立づくりなど、何日もボランティアさんで働かなければならないそうです。私は最初は、子ども食堂というと献立はカレーライスかと思っていました。しかし、子ども食堂でごちそうになると、季節のお野菜とかシイタケの煮物とか、おばあちゃんの味が生かされており、自分の家でも献立に上がらないような手の込んだ料理が並びます。夏休みにはかき氷をしたり、いろいろ工夫されています。皆さん、おいしいねと喜んで食べておられます。また、子ども食堂はフードロスの考えを大事にとは言われていますが、子供たちは給食の食材についてはかなりチェックの厳しいものを食べています。できるだけ新鮮なものを食べさせたいという思いもあります。

また、事項3として、なぜ今、子ども食堂（地域食堂）なのかという意義について考えてみたいと思います。市長は子ども食堂の意義についてどうお考えでしょうか。

以上、3点についてお尋ねします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

それでは、森議員の子ども食堂（地域食堂）への市からの取組と事業費の補助をとの御質問にお答えいたします。

まず、1点目のなぜみやま市においては市の事業として応援がないのかとのことでございますが、現在、市内では5か所の子ども食堂が開設され、いずれも地域ボランティアによって運営されており、ボランティア団体の活動支援として社会福祉協議会に支援をいただいているところでございます。

財政的な支援としましては、新規立ち上げの際の食品衛生責任者養成講習受講料としての10千円のほか、利用者1人当たり100円、1施設につき一月の上限3千円の補助金を支給しております。

子ども食堂に対しましては、前述のように、その支援を社会福祉協議会に一任してきた状況でございますが、困難を抱える子供たちへの食事の提供からスタートした子ども食堂も、現在は様々な子供たちに対しての食育や地域における居場所の提供という役割も持ち始めております。

このことから、今後は市としましても、子ども食堂との連携、協力を図っていくことが必要と考えております。

次に、2点目の子ども食堂を立ち上げるには大きな資金が必要ですのでございますが、御指摘のとおり、食材の確保や調達のためのガソリン代をはじめ、立ち上げ当初にはもろもろの経費が発生するものと思われまます。

現在、本市の企画振興課では、市民協働まちづくり事業として、まちづくりに取り組む団体に対し補助金を交付しております。一定の要件があり、予算の範囲内での補助ではありますが、3年間は継続申請が可能であり、本年度は2か所の子ども食堂が補助を受けられているところでございます。補助金の額は、対象経費の5分の4以内、上限300千円ではありますが、子ども食堂の円滑な運営のため、積極的に御活用いただければと思います。

次に、3点目の子ども食堂の意義についてでございますが、現在、市内の子ども食堂5か所のうち、4か所において月に1回、残り1か所においては、夏休み及び冬休みのうちの数日間開設されております。利用対象を地域住民全般に広げたり、学習支援も取り入れるなど、内容も多様化しており、令和5年度は延べ2,036の方が御利用いただいている状況でございます。

子ども食堂は、食育や居場所づくりにとどまらず、地域住民の交流拠点に発展する可能性も含んでおり、地域共生社会の実現に向け、意義を持つものと期待しております。

本市におきましても、子ども食堂で活動されている方々との対話の機会を持ち、活動の実態や必要とされる支援などを把握してまいります。その上で、本年度策定中の第3期子ども・子育て支援事業計画において、子ども食堂の役割を位置づけ、支援策を検討してまいります。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番森弘子君。

**○5番（森 弘子君）**

私の子ども食堂の意義は何かというと、1つに、誰かと一緒に食事ができて、孤食（独りでの食事）にならないということ、2つ、無料、または安価で食事ができること、3つ、地域のつながりができるということです。

私の住む清水校区でも、子ども食堂を始めるに当たり、今ボランティアさんを集めています。しかし、学校給食で起きてしまった誤嚥事案をきっかけに、また事故を起こしては怖いと言われ、ボランティアさんが集まりにくくなっています。そして、今もコロナが流行しており、自分は元気だと思って人の中に入っているが、本当はコロナにかかっているかもしれ

ないので、怖いと言われる方もいらっしゃると思います。便の検査など、給食調理員さんたちが受けているぐらいの検査の費用を市に補助してほしいといった意見が出ています。

先ほどの市長の御答弁をいただきました中で、食品衛生責任者養成講習受講料が10千円、利用者1人100円、1施設につき一月の上限3千円の補助金を支給していただいておりますということでした。しかし、便の検査とか毎月をしますと、これでは足りないといった意見が出ています。市長、いかがでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

田中子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（田中聡美君）**

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず今1つ、便の検査のお話でしたが、学校給食のほうでされております便検査につきましては、学校給食衛生管理基準というところで月2回の実施が義務づけられておりまして実施をされているところでございます。

子ども食堂につきましては、この便検査については義務というところはないというところで、今回保健所のほうにも確認をしているところではございます。ただ、もちろん衛生管理は保っていただくという上では便検査をしていただくということは非常に有効なことかとは考えます。そういった費用も含めて、まず、先ほど市長の答弁のほうにもございましたが、現在、今まで私たちが子ども食堂のほうと接点を持ってこなかったということはただいま反省すべき点と思っております。これを機会に、早速、5か所の子ども食堂の方々とまず一度お話をさせていただき、現場を見学させていただき、食堂の今運営していただいている方々が経費の部分でもどういうところでお困りなのか、経費以外の部分でもいろいろ課題を抱えていらっしゃることもあるかと思っておりますので、そういうところで、市としてどういうところに支援ができるのかということ把握させていただいて、その中で、ただいまお話がありました便検査の費用とか、そういうところも含めて今後の支援という中で考えていきたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番森弘子君。

**○5番（森 弘子君）**

ありがとうございます。

ボランティアさんたちの中では、食材を集めて保存するのに自分のところで冷凍庫を買って保存していたという方もいらっしゃいました。そんなふうで、ボランティアさんはやっぱり大変御苦勞をかけておりますので、ぜひ市からも見に行っていていただいて一緒に取組をしていただきたいと思います。

市長からは市民協働のまちづくり事業補助金を使って子ども食堂を始めたらという回答もいただきました。しかし、この補助金は申請期間が4月1日から5月9日までとなっており、私たちのように後半になって始めようかというグループには該当しません。そしてまた、通るかどうかということもまだ分かりません。また、国からの補助も厚生労働省からあるようですが、これを受けるとほかの団体からの援助は受けられなくなるそうです。この本にも書いてあるんですけど、地元の企業からの寄附をぜひ受けて密接になるようにということも書いてあるんですけど、こういう企業からの寄附を受けると、厚生労働省の援助は受けられなくなってしまいます。私たちは市からも見守られた上で自由にその土地その土地の、その子ども食堂を開きたいと考えています。開所する際には、もちろん私たちの校区にはチラシをまきますが、その他の校区の方にもたくさん来ていただきたいです。広報みやまにも開所するお知らせや子ども食堂の様子などを記事に出していただければ、たくさんの方たちの目に留まると思います。

また、子ども食堂に行ってみたいとか、子ども食堂を始めたいので勉強したいという人たちにとって、情報がつかめないことは重要な課題です。ホームページなどに載せていただければ、誰もが情報を得ることができます。今は社協の方がいろいろと勉強会などを開いてくださってやっとこれぐらいの情報が得られ、補助金の応援ばかりでなく、例えば、子ども食堂の運用状況を報告し、市は子ども食堂の内容をチェックするなどしていただければ心強いと思います。

本を読むと、子ども食堂は各校区に1か所は必要だと言われていています。みやま市はまだまだ5か所です。市長はどうお考えでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

森議員の質問にお答えいたします。

先ほどもおっしゃっていただいた分の市からの補助ということでもございますけれども、

立ち上げの時期については、先ほどおっしゃった部分についてはしっかりまた受け止めさせていただきたいと思っております。

また、子ども食堂で活動されている方々との対話を多様な機会を持って、活動の実態、それから、先ほども答弁もしたように、必要とされる支援などをしっかり把握をして、そして、市として今後またどういう対応ができるのかはしっかり研究をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

みやま市は財政難で苦しく、おとといの第38号議案、第39号議案でも、使用料・手数料の見直しについて熱く議論が交わされました。苦しいことは分かっていますが、最近、弱者に対して冷たい事案が増えているように思います。

コロナ禍以来、孤立という言葉がよく使われるようになりました。用意された食事を独りで食べる、話し相手もない、寂しいと言われる方が増えています。子ども食堂に来られると、顔見知りの方が、元気やったねと声をかけてくださっていて、食事もおいしいと笑顔が満ちあふれています。また、4人とか一緒に車に乗り合わせて、月1回の楽しみですと言って喜んでこられている方もいらっしゃいます。この笑顔を見たくてボランティアさんたちは頑張っておられます。これからますます必要になるでしょう。人と人との心の籠もった政策、みやま市にこれから必要なのではないのでしょうか。市長いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

森議員の質問にお答えいたします。

今おっしゃった部分につきましては、市としても受け止め、活動の実態、今後必要とされる支援などは何ができるのか、またしっかり担当課と調整をしながら進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番森弘子君。

**○5 番（森 弘子君）**

ありがとうございました。そしてまた、私たちは年度初めに市からの補助金を受けている団体の開所式などに呼ばれます。そのときに前年度の決算報告がありますが、市の補助金を使い切れなくて繰越金に回し、また同じ金額の補助金を市から受けられている。年々繰越金が増えていくという団体が見受けられます。厳しい財政状況ですので、その辺りは精査して、補助金の金額を一旦減らすなどしていろんな面での補助金の見直しもしていただけないでしょうか。市長、市の補助金に対してのお考えをお聞かせください。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

市の補助金に関してということでございますが、ちょっとその辺についても私はしっかり把握していない部分もございますので、そこは精査させていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

5 番森弘子君。

**○5 番（森 弘子君）**

ぜひ精査していただきますようお願いいたします。

最近弱者に対して国からの補助金などの支給が多くなり、生活費の足しになっているようです。しかし、本当に必要なものは、お金ももちろんですが、一番必要なものは孤立しないことだと思います。誰からか見守られている、自分は独りではないという意識づけが生きることの大切さが生まれてきます。

先日行われました24時間テレビのマラソンランナーになったやす子も、施設で育ち、今こうやってテレビに出るようになりましたが、将来の夢は子ども食堂を造ることとっています。清水校区の公民館の総会でこの立ち上げの話をしてしましたら、清水公民館に歩いてこられない方たちのために自分が送迎の手伝いを仕事が休みならやっていいよと言われた方もいらっしゃいました。献立ばかり気にしていた私たちですが、ボランティアさんが増えるといろいろな意見が出てきます。お隣の校区でも費用の問題があり、すぐに立ち上がれないグループがあるそうです。市からの応援があれば力になると思います。どうぞみやま市でも各

校区に1か所ずつ立ち上がることができるよう、ぜひ市長、御配慮をよろしくお願いいたします。

最後に御意見をお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

森議員の質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけど、市民協働のまちづくり事業としてまちづくりに取り組む団体に対して補助金を交付していますので、その補助金を活用していただき、また、そういう子ども食堂等の立ち上げ等に活用していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

みやま市で、孤立で亡くなられる方が一人もいないようなまちづくりをつくっていきたいと思いますので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

では、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、ここで暫時休憩をいたしまして、会議再開は10時55分で。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて、会議を再開してまいります。

続きまして、2番三小田智裕君、一般質問を行ってください。

○2番（三小田智裕君）（登壇）

2番議員三小田智裕であります。ただいま議長の許可を得ましたので、これより通告に沿って、一般質問を行ってまいります。簡明で有益な問答をと考えておりますので、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

今回の質問ですが、答弁後の経過を問うということを主題として進めさせていただきます。

昨年、令和5年9月の第3回定例会以降、本市のよりよい住環境と産業及び農業及び観光の発展という見地から、住環境の整備、定住促進、地域公共交通、企業誘致、そして交通安全等について一般質問を行ってまいりました。それぞれの質問について、市長、教育長並びに関係部署からの答弁があり、その後のこれらの事項に対する執行部の判断、対応及び経過を注視しているところであります。

しかしながら、答弁内容に相応する施策が的確に判断、執行されているか、市政執行に予想される以上の時間または期間を要しているものがあるのではないかという観点から、今般、答弁後の経過及び見解を問うため、あえて再度問わせていただこうと判断した上での本日の一般質問であります。

前述のとおり、様々な事項について質問を行い、それぞれ個別にその後の経過を確認させていただきたいところですが、限られた時間の中での一般質問ですので、本日は3つの事項について再度質問いたします。

まず、具体的に1つ目の事項であります。本市における空き家、空き地及びこれらに対する適正管理の問題であります。

令和5年第3回の一般質問に対する答弁において、空き地等の雑草等に対する適正管理を促進するための対策の強化を検討するということでした。が、空き地及び空き家件数の推移等を含め、答弁後の経過に関してその具体的状況、これに対しやや疑問があるところです。

以降の具体的対応状況を問います。空き家問題の対策として、空き家バンクの登録を強化するとの答弁でしたが、その後の具体的な運用状況及び管理不全な空き家及び空き地等に対する現在の対応状況を問うものです。

私見ではありますが、依然として管理不適切な空き家や空き地、道路脇に生い茂る雑草や樹木を目にすることが頻繁にあり、これらが全体的に改善されつつあると直ちに感じられる状況とは考え難く、これらに対し市政による対応がどのような内容で行われているかを再度確認するため、いま一度答弁を求めます。

次に、2つ目の事項ですが、駅周辺の整備及び発展についての質問であります。

令和5年第4回本会議において駅周辺の振興について問いました。JR瀬高駅及び周辺は本市の玄関口として整備及び振興を図るべきということは言うまでもなく、瀬高駅のみならず市内各地の駅周辺についても同様であり、駅周辺の衰退があれば、市の住環境の整備と地

域発展を望むことは極めて困難であると考えているところでもあります。

前回の質問に対する答弁では、他自治体の視察や事例を参考に、また、市民とのワークショップ等を通じて、さらなる振興策を検討するとの答弁でありました。以降、どのような具体的検討や施策が取られているかをお尋ねします。

また、長年の課題であった瀬高駅のトイレの問題については、今回、補正予算が組まれたことにより改善の兆しが見えてきたと見解しています。

先日の議案質疑もありましたが、駅周辺及び駅に関する今後の施策方針、計画、また駅の今後の姿に関する市の見解を改めて問うものであります。

最後に、3つ目の事項ですが、本市における観光振興についてであります。

完全にではありませんが、コロナ禍前の状況となり、他自治体では観光復興も明らかに認められる中、質問に対する答弁では、本市においてはインバウンドを含め観光の振興を図っていくということでした。前回、4県11市町による環有明海観光連合会や他の団体と連携し、観光の振興を図っていくといった答弁があり、実際、前年度はJRウォーキングと本市のイベント等を連携させ、一定の観光振興効果があったものと所見しております。以降、市政は具体的にどのような観光振興策を行っているのか、今後、どのような方針及び計画で観光振興を図るのかを改めて問うものであります。

また、派生した質問になりますが、本市はよそにはない歴史的史跡、有形無形の歴史的資産が数多くあり、これら歴史的観光資源、考古学的資源を観光振興に生かさない手はないと思うのですが、これらに対して市政はどのような見解であるのか、シティプロモーション戦略の一環としてどのように位置づけされているのかを問います。

以上の3点が今回の質問であります。これらの問題は、施策の中のごく一部分に関するものではあります。我々市民が望むのは、地域の発展、整った住環境、安定した生活、そして子供や孫に安心して渡せる、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちであります。ワンヘルスを筆頭に重要な施策があることは十分承知しておりますが、本日質問した問題をおざなり、後回しにすることは決してできず、もちろん早急に解決できない問題については、市政のビジョンを示した上で、将来的にこうしようと考えているので、少し待ってくれとか、あるいは今は我慢してくれとかといったことを示し、理解を求めていかなければならず、これと決めた施策、実現に向けて責任を果たさなければなりません。

そういった見地から、今回、市政の見解を答弁後の経過を確認するため、再度の質問とさ

させていただきますので、これら3つの事項について答弁を願うものであります。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、三小田議員の答弁後の経過を問うとの御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の空き地、雑草、空き家の問題についてでございますが、昨年9月議会の一般質問答弁におきまして、雑草問題については、宅地等に雑草や樹木が生い茂り、虫が湧くなど近隣住民から相談が寄せられた場合は、その土地の占有者に対して適正管理の依頼を文書で通知していること、また、雑草等に関する相談は令和4年度に55件あり、通知を出しても改善されない場合は繰り返し通知をしている旨を御説明いたしました。

しかしながら、相談件数は令和5年度が84件、令和6年度は現時点で67件と増加傾向にあります。

一般質問では、議員より、空き地の雑草対策について関係条例の見直しや定期的な実態調査の実施等の御提案をいただきました。

市としましても、県内をはじめ他自治体の取組状況等を調査研究し、御提案内容も含め取組を検討していく考えですが、現時点では取組の具体化までには至っておりません。今後も引き続き調査研究を行い、具体的な対策を検討してまいります。

続きまして、空き家問題についてでございますが、建物の老朽化や住居利用されていない空き家対策のため、国が制定した空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、平成28年度にみやま市空家等対策計画を策定し、生活環境の改善に取り組んでおります。

具体的取組といたしましては、老朽家屋の解体補助や空き家バンクの制度の利用促進を図っております。

空き家件数につきましては、平成30年度は1,156戸ありましたが、令和5年度調査時では1,055戸となり、101戸減少しております。主な要因といたしましては、空き家の適正管理を行っていただくよう、文書による勧告や老朽家屋解体補助を実施したことによるものと考えております。

解体補助金につきましては、平成29年度当時、年間7件だった申請が年々増加し、令和5年度には68件の補助を実施しております。

また、空き家バンク制度は平成24年度より開始しており、今までの登録累計件数は113件

であり、うち成約件数は68件となっております。

なお、現在の登録件数は総数で29件でございます。

空き家問題につきましては、昨年度と同様に、広報や市民課での待ち時間におけるモニターCM、FMたんとでの周知のほか、年4回の空き家セミナー、空き家バンクへの登録推進や個別相談会も行ってまいります。

また、本年度は、新たな取組として、全ての固定資産税納税者に対し空き家に関する相談チラシを同封したため、空き家バンク登録及び老朽家屋解体補助の問合せが増加いたしました。

この取組につきましては、空き家所有者の意識向上が図れるものと考えておりますので、今後も引き続き実施してまいります。

次に、2点目の駅周辺の振興についてでございますが、昨年12月議会の一般質問では、JR瀬高駅周辺活性化計画に基づき、令和5年度より県道の歩道及び街灯の整備を進めていくことについて答弁しておりました。

その後の具体的な取組としましては、山門高校生からの要望を受け、本年3月に学生が待ち時間を使って学習できるよう駅待合室に学習スペースを新設しております。また、本年7月からは、山門高校2年生の総合的な探究の時間の授業において、駅周辺地域のまちづくりの視点を取り入れた上で、JR瀬高駅の駅待合室をさらに有効活用するためにどのようなことができるのか、ワークショップを実施しているところです。

一方、都市計画課におきましては、JR瀬高駅とJR渡瀬駅の駐輪場に屋根の整備を進めており、本年度着手する予定としております。

JR瀬高駅の屋外トイレにつきましては、本市がJRより譲渡を受けて公衆トイレとして改修したいと考えており、今議会に改修工事に伴う設計費の補正予算をお願いしているところでございます。

なお、トイレの土地、建物に関しましては、JR九州からの無償譲渡の方向で内部手続がなされているところです。

次に、3点目の観光の振興についてでございますが、昨年12月議会の一般質問答弁において、JR九州、九州オルレ、環有明海観光連合会等の様々な団体と連携し、インバウンドを含めた観光振興を図っていくとしておりました。

その後、国内向けの具体的な取組として、市内の関係団体等で構成しますグリーンツーリ

ズム推進協議会におきまして、矢部川の恵みを学び、体験できるモニターツアーの実施や、清水山荘に宿泊し、ノリの調理体験やブドウ狩りを楽しむモニターツアーを実施いたしております。

また、JR九州と連携した企画としまして、JR九州ウォーキングと春のコラボレーションイベントを開催したほか、地元の方による料理教室つきのセロリ収穫やトウモロコシ狩りといった収穫体験ツアーを実施いたしまして、市内外からの誘客促進を図りました。

インバウンド向けの取組としましては、オルレ以外には取り組めていないのが現状ですが、環有明海観光連合会主催の福岡市でのPRイベント等への参加や、柳川市観光協会との連携推進など、できるところから行っているところです。

また、昨年9月に策定いたしましたみやま市シティプロモーション戦略においては、本市の歴史、文化、風土に基づく地域資源を生かした観光プロモーションを行っていくこととしております。

今後、本市の歴史、文化、風土に特化したモニターツアーを企画するなど、インバウンド需要を取り込める観光施策について研究、検討してまいります。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番三小田智裕君。

**○2番（三小田智裕君）**

答弁ありがとうございました。

それでは、具体的事項を個別に追加質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の空き地、空き家、雑草の問題であります。

答弁にもありましたが、前回、令和5年9月議会の一般質問答弁では、空き家や空き地の適正管理についての相談が55件あったということで、その中で、再度文書による勧告といたしますか、指導といたしますか、改善を呼びかける通知が3件ほどあったというふうに聞いていたんですが、その3件については、その後どんなてんまつになったのでしょうか、教えてください。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村環境経済部長。

**○環境経済部長（木村勝幸君）**

私のほうからお答えしたいというふうに思います。

先ほどありましたように、4年度は55件の相談があって、3件について通知をした後に、再度また、相談が同じ場所であったということで、現地が改善されていないということを実際確認した上で2回目の通知をしたというところでございます。

その後、相談等がその土地に関してございませんでしたので、その分に関しては、所有者、あるいは占有者の方で対応をされたものというふうに考えております。実際に現地を最終的に確認して、そういうふうに判断したわけではございませんが、その後の相談がなかったということで対応されているものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

その相談があったという経過を考えるならば、その経過に鑑みるならば、やはり最終的にその管理不適切な空き地については、市当局としても、やっぱり確認すべきだと私は思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

当時の一般質問でもお答えしたと思うんですけども、議員のほうからも御提案があって、最終的な確認作業というところは、やはり所管としてもしていかなければならないというふうに考えているところです。実際、まだそこまでやれてないというのが現状なんでございますが、今後、最終的な相談のあったところで通知を出したところが最終的にどうなっているかという確認作業は、今後やっていく方向で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

やれていなかったところはやるべきで、ぜひともこれはやってもらわないといけないというところなんですけど、続いて、令和5年度については、空き地、空き家の相談件数が84件というふうにかなり増えており、6年度は今までで67件と、また右肩上がりに相談が増えて

いるということですが、その相談が増えた要因、そして、その相談の大まかなその内容ですね、様々な相談があると思うんですが、どのような相談があっているのか、空き地に関する相談の割合が多いのか、それとも空き家に関する相談の割合が多いのか、感覚的なところになるかもしれませんが、そこら辺、答弁いただけますでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

今答弁でお示ししました84件という相談の内訳については、空き家、空き地での集計を行っておりませんので、そこはちょっと明確に答えられませんが、相談の内容としては、草木の繁茂についての相談が中心だというふうなところで把握はしているところでございます。以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

やはり私も感覚的に、雑草、樹木の問題がやっぱり割合的には多いのかなというふうに感じます。実際、私も、ほぼほぼ毎日、市内を車で通行するんですけど、わっと思うところがやっぱり多うございましてですね。これらに対しては、後ほどまた再度別の質問でもこれは取り上げていきたいと思っているんですけど、ぜひとも改善に向けて、相談があった場合は親身に対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

続いて、空き地の適正管理について、答弁の中にもありましたが、法的根拠がないため、他自治体の事例を参考に早急に調査研究を行うという令和5年9月での答弁でありました。

なかなか取組に至っていないという今の市長からの答弁でしたが、調査研究というのはあっているのでしょうか。あっているならば、どのような調査研究があっているのでしょうか教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

実際、近隣の自治体等への聞き取り調査という形になります。実は、大牟田市以外は、うちと同じような対応をされているようでございます。お願いベースでの適正管理の依頼の通

知文書を出すと、相談があったところにそういうふうな文書を出すというふうな対応がなされているようでございます。

ただ、大牟田市に関しては条例が制定をされておりまして、所有者の責任を明確にして、行政指導、あるいは行政処分、そういった部分も可能になるような条例を制定されているというふうな状況のようでございます。

しかしながら、大牟田市においても実際に行政処分とか、そういったところまでは至らないように、その事前での適正な対応をしてくださいという通知を送るというふうな形で対応を促されているというのが現状だというふうなお話を担当のほうから聞いているようでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

その大牟田市さんですけど、条例でそれを定めてあるということは、やはりうちの本市よりも先進しているわけですね。だから、調査研究をするのであれば、そういった法的根拠、条例を制定できるように、やはり検討を続けていっていただかないといけない、取組をしていただかないといけないというふうに考えます。今後、そういうふうな意向で検討されるというふうに私のほうは今解釈したんですが、その点、市長いかがでございましょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そういう先進事例があるようでしたら、しっかり市としても精査して研究して取組を少しでも進められればと考えます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

分かりました。ぜひともよろしくお願いします。

もう一点、空き地の適正管理や雑草問題について、これも令和5年9月です。市民に対する広報ですね、アナウンスが不十分であり、というよりもなされておらず、今後、各部署と

連携して適切に広報を実施するという答弁でありました。

ちょうど1年たちまして、私もずっと振り返りながら資料等、広報等も見たんですが、その広報ありましたかね、雑草、適正不完全な空き地等に関する適正管理を促すような広報があったのかどうか、ちょっと今日確認させてください。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

市民に対する方法等については、この間できていなかったというのが現状でございます。答弁に対して大変心苦しく思っているところでございます。早急に広報なり、ホームページなり、SNSでアナウンスをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

できていない1年という時間がたっているわけですけど、何か広報するのに問題があったのか、それとも事務的なものなのか、私にはあずかり知らぬところなんですけど、ぜひとも今部長おっしゃったように、早急にそれはモラル向上という点からも広報を行っていただきたい、行っていただかなければならない、こういうふうに思うわけです。

次に、不法投棄に関する定めは事細やかにあるんですが、前回は申しましたが、雑草等、不適切な管理に対する定めはいま一つないような状況であります。

不法投棄に対するパトロール監視は行われているとは思っております。その際、管理不適切な空き地や道路の雑草、樹木等を認知するはずだと思うんですが、あそこのあの道路のあそこら辺にこんなふうに雑草が生い茂っていて、見通しが悪くて交通の妨げになって危険ですよとか、そういった部署内、部署間での申し送りとか、その対応というのはあってはいないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

パトロールにつきましては、不法投棄対策ということで指導を中心に、ごみの不法投棄の

パトロールを団体のほうに委託して実施をしておるところです。

その中では、適正に管理されていないであろうと思われる空き地等が発見された場合の情報提供とか、そういった部分に関しては業務として入れておりませんので、今のところはそういう連携が取れていない状況でございます。

今後、そういった部分の情報提供とか、そういったものもこのパトロールの中で一緒にやれないか、検討していきたいというふうに思っておるところです。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番三小田智裕君。

**○2番（三小田智裕君）**

ぜひよろしくをお願いします。

空き地、空き家の話をずっとしていましたが、雑草という意味で道路に派生してちょっとお尋ねしたいんですけど、先ほども言いました、それこそガードレールを覆い尽くすようなツタみたいな雑草が生い茂っていて、横の水路から草が背高く伸びていて、道路中央に近づくとような感じになって、狭隘な道路です。対向車が来たら、対向車が右に寄ってしまうまで離合もできない、こういった道路を私も見たことはあります。何か月もやっぱりそのままの状態でありまして、何かこれは対策がなされないのかなというふうに考えております。

決算の内容をみますと、土木費のうち、道路除草等委託料が令和5年度で19,940千円、おおむね20,000千円、決算数値として計上されていますが、やはり年間委託するその委託業務量としては、これぐらいが限界なんでしょうか、いかがでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

甲斐田建設都市部長。

**○建設都市部長（甲斐田裕士君）**

ただいまの質問については、ちょっと私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

まず、道路に生い茂っている草木については、基本、行政区のほうで、地元のほうでしていただくというのが大原則でございます。ただし、例えば、大変危険であるとかいった場合については行政のほうでやっているところではございます。

あと、堤防であったりとか、山の中であったりとか、そういう形でもなかなか行政区のほ

うが及ばないので、行政のほうでやっている、自治体のほうでやっているというのが現状でございます。

あと、20,000千円近い委託料がということなんですけれども、例えば、山の周回道路なり、林道なりというのは、なかなか地元ではできませんので、そういう分においてやっているというのが、その委託費の20,000千円の内容であるというふうに理解しております。

あと、行政区のほうで草刈りをしていただけるんですけども、例えば、処分に困るとかいった場合については、ごみ袋の配布とか、あとは区長から言っていれば、後でこちらで回収処分するとかという相談はできるかと思っておりますので、申し添えます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番三小田智裕君。

**○2番（三小田智裕君）**

分かりました。それでは、行政区と連携を取っていただいて、少しでも改善できるように、私も地域住民でありますので、心がけますし、行政区とも、市政とも連携を取っていただきたいと思えます。

次に、全ての固定資産税納税者に対して空き家に関する相談チラシを同封したことにより問合せが増加した。それが、さっきの令和5年度、令和6年度の相談件数の増であると思うんですが、前回、当時の建設課長にお尋ねしたところ、空き家調査はおおむね5年に1回行っているということで、令和5年度にちょうど実施されているところでした。1,055件となって、空き家件数そのものは101件減少していますよという市長からの答弁でございましたが、空き家も様々あって、即入居可能なような空き家もあれば、もはや倒壊寸前のような空き家もあるわけです。やはりここら辺、ある程度のランク分けはしてあるのかなと思うんですけど、そのランク分けの有無、それとランク分けをしてあるとするならば、その構成、大まかなところはいかなものでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

石橋都市計画課長。

**○都市計画課長（石橋豊裕君）**

三小田議員の質問に対してお答えいたします。

空き家についてのランクですけど、AからDランクの4つでランク分けしております。

ランクの基準やランクの設定の中身についてですが、外見を調査いたします。設定したポイントがありますので、それを積み上げてポイントに応じてランクを決定しております。まず、Aが良好な建物になります。BとCは建物の損傷具合や景観、衛生上の有害の有無、老朽化状態の建物の区分でB、Cと分けております。Dについては、特に危険で倒壊のおそれがある建物としております。

続きまして、ランクごとの割合についてですが、Aのランクについては28%、Bについては62%、Cについては6%、Dについては3%で、樹木が生い茂って外から確認できない分が1%ありますので、合計で100%になります。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番三小田智裕君。

**○2番（三小田智裕君）**

分かりました。

特に、Cランク、Dランクについては解体補助とかの制度をお示しいただいて、適正管理のほうに何とか持って行っていただければというふうに考えます。

空き家、空き地に対して最後であります。

これはどうしても市民のモラルを向上させる必要があるわけですね。空き家、空き地に関する市民のモラルを向上させるには、どのような手段が最も有効であると考えられますか。

**○議長（牛嶋利三君）**

石橋都市計画課長。

**○都市計画課長（石橋豊裕君）**

モラルの向上についてですが、今回、新しい取組として、全ての固定資産納税者に対して空き地、空き家に関する相談及び適正管理のチラシを同封して、周囲に迷惑をかけないような管理、モラルを周知し、市民意識の向上に努めてまいります。

一方、私たち担当者としていたしましては、研修会に参加し、他市町村の実践など積極的に情報収集を行い、調査研究してまいります。

今後も、空き地、空き家の件数が増えていくことが予想されますので、それに対応するマンパワーや業務委託など状況に応じた体制の整備も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

先ほど申しました適正管理を呼びかける広報ですね、ここら辺も含めて、できるところは早急にやっていただくようによろしくをお願いします。

次に、2点目、駅周辺の振興について追加でお尋ねします。

今回の補正予算で駅外トイレの改修設計費用が3,000千円計上されているわけなんですけど、先日議案質疑がありまして、私ももちろん聞いておって、ちょっと質疑の通告をしてなかったんで、問うことはできなかったんですが、JRから無償で譲渡を受けてトイレを改修する。ちょっとこれが分かりにくいんですが、無償で譲渡を受ける、トイレ部分だけ、駅舎全体、これをちょっと分かりやすく説明していただけませんかね。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

今回予定しているのは、駅のトイレ改修ということでトイレ部分、駅舎は1つなんですけれども、分割登記をこちらのほうでいたしまして、土地の部分と建物、その部分について無償譲渡していただいた後にトイレの改修を行いたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

土地分筆して、建物も分筆して、譲渡を受けるということですね。分かりました。

それで、そしたら、前回、前々回か、ちょっとすみません。市長はJRとの協議も続いているというふうに私に答弁されました。そういった協議が今まで続いてきたということでしょうか、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

詳しくは商工観光課長のほうの答弁でお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

お答えいたします。

駅舎全体の取得という意味での具体的な協議は行っておりませんが、JRと話をさせていただく中で、まず、市のほうといたしましてはトイレの改修をしたいということでお話をさせていただいて、その中で、今回については、駅のトイレ部分について無償譲渡を受けるといった協議をさせていただいております。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

ちょっとこれは私が思うところなんですけど、JR側としては、全部みやま市さんにあげていいよというふうな意向ではないのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

そこまでの意向は確認はしておりません。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

今後の協議でそういった話に発展していく可能性もなきにしもあらずなのかなというふうには私は思います。

それで、仮にそうなった場合、トイレの改修そのものがこれから検討するという段階ですので、まだ今の段階では何とも言えないんですけど、もし瀬高駅を全部市で取得することになりました、何年か先、5年か先、10年か先、分かりませんが、そのときに今回この補正から始まったトイレの改修が終わっていました。改めて、そこでまた駅舎全体をみやま市が取得しました。駅舎が古いからどうにかせんといかんというところで、トイレのところまで、またまたそこで何かせんといかんとか、そういうことにはならないのかなというふうには懸念というか、長い目で見れば考えるところでもあります。

抽象的なことを聞きますけど、市長、瀬高駅をどうしたいという構想でいらっしゃるのかをお聞かせいただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬高駅をどうしたいかということでございますけど、瀬高駅周辺の活性化計画等もございますしですね。併せて、瀬高駅等もしっかり取得できれば、改修はして玄関口にしたいという考えは持っておりますが、先ほど無償譲渡とかという話が出ました。過去、私が聞いているのでは無償ではないということだったので、なかなかそのところが進められなかったと。今回はトイレについての部分は無償で譲渡していただくということで、トイレの部分について改修を進めるということにしております。将来的に、そういう全体を無償で譲渡していただけるならば、しっかりそこは考えていただきたい。私が、市長になった当時とか過去は有償譲渡という話でございましたので、なかなかそのところの折り合い、全部また市が管理して運営していくと費用が随分かさんできますし、その改修の仕方云々にしても費用がたかさかかりますので、よその先進地も見てきて何億円という形もありますから、軽々にちょっとそのところが、有償譲渡という部分もあって踏み切れなかった部分というのがございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

ワンヘルスセンターができますね。そしたら、やっぱりここら辺の環境も変わってくると思います。

あの瀬高駅、現状の瀬高駅、確かにトイレが改修になるかもしれない。しかし、あの駅舎、もう便は今少なくなっていますね。以前は、近隣市町と一緒にJRに陳情とか行かれていると思うんですけど、その場合の進展はあっていないと思います。ワンヘルスセンターができて、ここら辺、道路を含めて発展してくるのであれば、やはり瀬高駅はどうにかせんといかんというふうに私は思います。

先ほどの雑草の問題に戻るんですが、瀬高駅前広場を見ていただくと、植え込み、広場そ

のもの、やっぱり雑草がいっぱいですよ。だから、雑草の管理、駅前広場の管理というのも駅舎云々のお話の前にちょっと考えていただかないと、景観という意味で、進められるまちという点を考えれば、あそこら辺はちょっときちんとしていただきたいというふうに思うところであります。

駅舎に関して、山門高校生とのワークショップがあつているというふうに今答弁いただきました。2年生と合わせてワークショップ、こんなことがあつたらいいな、こういう環境になつたらいいなという意見をいただいて、少しずつ少しずつ前に進んでいることと思うんですが、待合室にカウンターとスツール、椅子が設置されましたね。あれも利用されていると聞きます。こういったことをきっかけに、現状の駅のあの建物であれば、もう少し改善するところがあるかもしれない。重々検討していただいて、駅及び駅周辺の発展ということを押し進めていっていただきたいと思えます。

今日、市長から駅の取得について前向きとも言える答弁をいただきましたので、私も今後の動静について注視していきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いします。

最後ですが、観光の振興についてであります。

先ほど申しましたとおり、4県11市町で構成される環有明海観光連合会と連携して、インバウンドを含め、観光の振興を図っていくという答弁でした。現在の具体的内容ですが、どのようなものか。

それと、都市圏でのPRイベントということでしたが、どのようなPRイベントが行われて、どのような成果であったのかをちょっと教えていただけませんかでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

相地商工観光課長。

**○商工観光課長（相地智輝君）**

お答えいたします。

環有明海観光連合会は、有明海を中心とした観光協会が有明海沿岸地域の観光振興を図ることを目的に令和4年6月4日に設立されております。

現在の具体的な取組としては、今年6月に福岡市において環有明海観光連合の周知を目的として有明海沿岸の物産展や観光資源のPRを行っております。

今後は、広域観光の在り方等を調査研究いたしまして、参加団体と連携した取組を検討してまいります。短期的な効果は難しいと考えておりますけれども、広域連携によるメリット

を最大限に生かしてPR等を行っていただけるよう、観光協会のほうを支援してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

分かりました。ぜひ強力に押し進めていってください。

それと、以前も質問しました清水山荘であります。清水山荘の利用者は、令和5年9月定例会のときに聞きましたけど、令和5年9月まで3,200人という答弁をいただいております。現在、その後利用状況はいかがなものか、利用者数、利用目的、イベント等の実績及び参加者数等を教えていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

○農林水産課長（猿本邦博君）

私のほうから、清見山荘の利用状況についてお答えさせていただきます。

清水山荘の利用者、令和5年度の実績でございますが、宿泊者につきましては597名、研修室、会議室の利用者につきましては3,598人、その他立ち寄り利用者につきましては1,790人となっております、計5,985人となっております。

続きまして、イベント等につきましては、フリーマーケットにつきまして410人、ブドウ狩りにつきまして13人、パイナップルケーキ作りに19人、ミカン狩りに26人、台湾語教室に82人の計550人となっております。

続きまして、令和6年度8月末までの利用状況でございますが、宿泊につきまして639人、研修室、会議室の利用者が290人、その他立ち寄り利用者が594人、計の1,523人となっております。

イベント等につきましては、イチゴ狩りに23人、みやま満喫ツアー——これは宿泊を含めてでございますが、19人、ブドウ狩りに12人、計の54人となっております。

清水山荘の運営管理につきましては、地域おこし協力隊を中心をお願いしているところでございます。令和6年度4月になって、地域おこし協力隊が3名体制になったところでございます。今年度につきましては、地域おこし協力隊の努力等により、宿泊者数につきまして

は8月末現在で令和5年度の実績を超えている状況でございます。

市長の答弁にもありましたとおり、今年度、夏休みを利用して宿泊を取り入れたみやま満喫ツアーを計画し、これにつきましては市外から本市への誘客に努めてきております。私のほうも参加させていただいて、都市圏から参加していただいた方々から充実したプログラムで大変よかったという声を聞いておるところでございます。

今後も、引き続き、関係団体と連携を図りながら、本市の基幹産業である農業を核とした収穫体験等をベースに企画造成を図りながら、山荘を活用した誘客に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番三小田智裕君。

**○2番（三小田智裕君）**

ありがとうございます。

企画があれば、やっぱりこれだけ集客があるわけですから、ぜひともイベントも今後どんどん増やしていただいて、他団体と連携したところで誘致を進めていただきたいと思っております。

時間もだんだん少なくなってまいりましたので、インバウンドはこの次にするとして、歴史的資産、観光資源についてちょっとお尋ねします。

市内には歴史的資産、先に申しましたとおり、史跡及び無形有形の文化財等が数多くあり、県内外から史跡探訪目的で来訪される方も多くいらっしゃいます。これに対して、例えば、何か問合せとか、どこにどういった史跡があるのかとか、この史跡・文化財ガイドマップはどこで手に入るのですかとか、そういった問合せはありますか。

**○議長（牛嶋利三君）**

相地商工観光課長。

**○商工観光課長（相地智輝君）**

お答えいたします。

歴史的資産についての問合せでございますけれども、主に教育委員会文化財係のほうへ問合せがっていると伺っております。問合せの内容にもよりますが、文化財係の担当者が随行いたしまして、説明を行うということも聞いております。

文化財マップについては、市庁舎、支所、その他図書館、道の駅等には設置しております

ので、今のところその問合せというのは商工観光課のほうにはあっておりません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

ちょっとこれは私がお聞きした話なんですけど、結構遠方から来られているみたいなんですよ。関東のほうのどこそこの方とか、大学教授の方とかが来て、本市の古墳とか史跡を見て、ああ、これはこういう時代のこういう流れでこういうところがあるというふうなことを自ら解説されていかれたということをお聞きしております。

これも聞いたところだったんですけど、私もその場にいたわけじゃありませんので、分かりませんが、何十名、30名前後でしょうかの団体さんが近隣からいらっしゃって、どこそこのどういった史跡に行きたいんですけどというふうなことを市のほうに問い合わせたとき、その対応自体がちょっとあんまり親切とまで言えるものではなかったというふうなお声も聞こえたことがあります。

それで、やはり来られる方にはやっぱり親身に対応すべきであり、例えば、観光ガイドとか、歴史探訪のガイドとか、専門家、ボランティア、いろんなことがありますので、来訪者に対する対応がうまくできるような体制というのを取っていただきたいと思うのと、この文化財マップですね、すごくカラフルできれいに作ってあるんですけど、やはり地元の史跡には、例えば、神籠石とか、水門等があるんですけど、やはりその清水寺本坊庭園とかあるんですけど、やはりその一連のストーリーがあるわけです。だからそのストーリー、どういう時代にこういった人が、例えば、最澄様が清水寺を開祖して、雪舟が本坊庭園を手がけたと。そういったことを知らない方も結構いらっしゃいますので、やっぱりそういった、いわゆるプロモーションですよ。歴史ファン、考古学ファンの方に伝わるようなプロモーション、そして、こういった資料を検討していただいて、そこら辺になると、やっぱりプロの領域になってくると思いますので、しかるべきところに委託をされてやられたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

現在、先ほど言いましたシティプロモーション戦略ですね、令和5年9月、歴史的観光資源を生かしていくことでありましたが、観光人材、ボランティアの育成という構想がうたわれていますが、この点、現在何か行われていますでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

シティプロモーション戦略における史跡、歴史的資産を生かした観光誘致についてでございますけれども、体験プログラム「つきなみ旅」で歴史的な背景がある食文化や史跡巡り、お祭りなどを取り入れた観光プロモーションを行っております。

また、観光人材やボランティアの育成ですけれども、まず、市民の皆様に本市の他の地域にない魅力的な観光資源を知ってもらうことが必要であると考えております。

今後の取組といたしましては、地元に残る歴史や文化を感じていただくような内容について、今年度作成しておりますヒストリーマップ等を活用しながら広く周知を行っていくこととしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

ありがとうございます。これだけの歴史的資産ですね、それと一級河川、山、川があるのがみやま市です。よそにこれだけのものがあるかという、私はそんなにないと思っています。これだけ素晴らしいところなんですね、みやま市というのは。

だから、言う人が言うには、やっぱりPRが下手だと言われるんですよ。だから、もっとPRしていたら来ていただける人もたくさんいらっしゃるでしょうし、インバウンドも増えていくんじゃないかと考えていますので、難しいところも、問題点も出てくるかとは思いますが、ぜひとも強力に進めていっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問としたいと思います。

これは市長にお尋ねするものでありますので、答弁をいただきます。

本日は、住環境の問題、駅周辺、駅の問題、そして観光振興と3つの事項について質問をしたのですが、今回、私の質問に限らず、他の議員や地元住民からも同様に様々な問題に対する市政の在り方が問われてきているわけです。繰り返しになりますが、重要な施策に注力をするのは当然として、その陰にある様々な問題を決しておざなりにしないでほしいと思っております。

そこで、これまで指摘されてきた事柄をいま一度点検精査し、やがて令和7年度の予算編成の時期となりますが、これらの課題について、その対策を十分加味した予算編成を行っていただきたいと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

三小田議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘の今日3点の質問をいただきました。この件も踏まえまして、みやま市がさらに住みよい、ぜひ住んでみたい、暮らしたい、生涯このまちに住み続けたい、そういうまちにしていきたいと考えております。

皆様方の、議員御指摘の部分も含めて、市民の皆様の御意見をしっかり受け止めながら市政を前に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

ぜひともその言葉のとおり進めていっていただきたいと思います。我々議員のみならず、市民一人一人が市政の動向を注視しています。市長は施策の牽引役ですので、是が非ともその責任を持って、責任を果たしていただくことをお願いします。

これをもって、私からの質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、三小田議員の一般質問も終わりましたので、午前中の会議はこれにて終わりをし、暫時休憩をいたします。

午後の会議は13時30分から再開してまいりたいと思います。お疲れでした。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に続きまして、午後の会議を再開してまいります。

一般質問を続けてまいります。

続きまして、9番前原武美君、一般質問を行ってください。

○9番（前原武美君）（登壇）

皆さんこんにちは。急がれる中、昼食を取っていただきまして、午後になりました。よろしく申し上げます。

ただいま議長より一般質問の許可が出ましたので、今回の一般質問は、高齢化による身上保護を必要とする成年後見人の必要性が増大しているのではないかとあります。

みやま市の高齢化も2020年で、全国平均28.6%に対して38.5%と非常に高く、さらに、みやま市人口ビジョンでは、2055年、令和37年には49.8%となる見込みとなっております。

そのような中で、近年、少子高齢化とともに核家族化が進む中で、高齢者の独り暮らしなどが年々増加しているのが現状であります。

身体の障がい、老化や認知症による介護者が増加している中での成年後見人制度について問うものであります。

具体的事項1として、年々、身上保護を必要とする成年後見人の成り手がないので、受け入れていただく弁護士や司法書士、社会福祉士などへお願いせざるを得ないのが現状ではないでしょうか。

しかしながら、先ほど述べましたとおり、年々増えていく成年後見人を依頼するには限界が出てきているのではないのでしょうか。

そこで、みやま市第9期高齢者福祉計画の中で、認知症の予防と共生の推進では、認知症サポーター推進や認知症サポーター養成講座開催の計画値は第9期計画の目標指数を立ててありますが、同じく後見人育成や市民後見人推進の目標値がうたわれておりません。本計画にも成年後見制度の利用促進の中でも中核機関の設置を掲げているが、今後、設置時期や対策をどのように考えているのかであります。

このことは、高齢化に伴って認知高齢者が大幅に増加しており、社会的にも大きな問題となっております。

現在、認知症高齢者は全国で推定600万人を超え、認知症予備軍の高齢者が400万人ほどとも言われている中で、生活支障や判断能力低下による成年後見人の必要性が大きく増大しているのではないかと考えております。

みやま市の現行制度としては、成年後見制度利用促進事業として、申請制度補助金は設けておりますが、ほかにどのような支援を行っているのかを尋ねるものであります。

次に具体的事項2ですが、成年後見人と、市、地域との関係についてであります。

成年後見人の役割として、知的障がいや認知症における身上保護を行うものであります。しかし、その多くの方は介護施設等へ入所されており、生活、療養看護、福祉など身の回りの事柄にも目を配りながら、御本人の保護、支援をなされております。

また、財産管理も役割の一つであり、本人への保護と市と地域との関係はどのようになっているかであります。

次の具体的事項3について、対象者が保有する財産管理についてであります。

大半の方は介護施設等へ入所され、保有されている家屋や土地については放置状態となっているのが現状ではないでしょうか。適切な管理が行われているとは言えないのが多く、周辺環境の悪化を起しております。

現在、みやま市の空き家、放棄地で成年後見人管理物件はどれくらいなのか、また、対象物件の空き家バンク登録件数はどのようになっているのか。

現在は多くの空き家、放棄地が発生しており、管理者不明が今後も増えてくるものと思われれます。

しかしながら、今回の成年後見人制度の中で、適正なる管理や処分を行われるなど、どのような対策を講じていくのか、市の考え方を問うものであります。

今回の加速する高齢化による身上保護を必要とする認知症高齢者に対して、成年後見人制度の広報啓発機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を早急に中核機関を設置され、市民が安心した自分らしい暮らしをしてもらうために、地域連携ネットワークの構築を含め、どのような中核機関を設置、運営をなされているかを問うものであります。

答弁のほどよろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

では、前原議員の高齢化による成年後見人の必要性が増大しているのではないかとの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、年々、身上保護を必要とする成年後見人の対策をどのように考えているのかでございますが、本市の高齢化率は、令和22年、西暦で言いますと2040年に44%に達し、高齢者人口がピークを迎えると推計されており、それに伴い、認知症高齢者への対策が重要

になってきております。

進展する高齢化に伴い、判断能力に不安のある高齢者や、認知症のある方、知的障がい、その他の精神上的障がいがある方など、どのような状態にあっても、誰もが住みなれた地域で尊厳を持ち、その人らしい生活を継続することができるよう、成年後見人制度の利用促進に向けた取組の充実が重要課題であると認識しております。

本市では、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする第3次みやま市地域福祉計画・第3次みやま市地域福祉活動計画を策定し、この中で、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定め、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に明記しております。

具体的には、本人が財産の管理や、必要な契約を結ぶことが難しくなった場合に、本人に代わり財産管理や契約を行う成年後見人等を裁判所が選任する成年後見制度の利用について、地域包括支援センターが相談窓口となり、高齢者支援係及び福祉課と連携を図りながら、制度利用に向けた支援を行っております。

また、身寄りがない、または、あっても家庭裁判所へ申立てをする者がいない場合におきましては、市長による申立てを行っております。

その際は、経済的な理由により成年後見制度が利用できないといった状況がないよう、一定の基準に基づき成年後見制度の市長申立ての際の費用を市が負担することや、成年後見人等への報酬を助成する事業を実施しております。

今後、地域包括支援センターに成年後見制度の中核機関の設置を検討し、権利擁護支援のニーズ増加が見込まれる現状に対応できるよう、地域全体で支える仕組みづくりを進めてまいります。

次に、2点目の成年後見人と市、地域との関係でございますが、成年後見制度は、判断能力が不十分な方々の権利を守り、本人の意思決定支援に基づく尊厳ある生活を支援する制度であり、成年後見人と市や地域との関係は非常に重要となります。

住み慣れた地域で御本人らしく生活するためには、後見人等が1人でその方を支えるのではなく、地域のなじみの支援者や家族、福祉、司法、医療といった関係者とのチームワークやネットワークの中で見守られることで、その暮らしを可能にしていくものであると考えております。

このため、先ほど申しました中核機関の設置をしていく中で、判断能力の不十分な方々を地域全体で支える仕組みづくりについても、併せて検討を行ってまいります。

次に、3点目の対象者が保有する財産管理についてでございますが、成年後見制度には、法定後見と任意後見の2種類があり、法定後見制度では、本人の判断能力の状態により、後見、補佐、補助の3つの類型があります。また、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限も基本的に法律で定められています。

後見人には、広範囲の代理権と取消権とが与えられており、職務内容も本人の生活、療養面で必要な手続や支援を行う身上保護や財産管理などがあります。

財産管理については、特に厳格性が求められ、成年後見人に選任された段階で、速やかに財産の調査を行い、結果を財産目録にして、家庭裁判所に提出しなければなりません。

また、本人の生活、療養、財産管理などに必要な費用を計算し、財産管理計画を立て、本人の財産を適正に管理し、その管理状況を常に記録し、定期的に家庭裁判所へ報告する必要があります。

さらに、本人所有の居住不動産について売却、賃貸、増改築、抵当権設定などを行う場合には、必ず事前に家庭裁判所の許可が必要になります。

議員御指摘の、所有者の施設入所等により、空き家や敷地が管理されず、周辺環境が悪化していることについて、地域包括支援センターに相談が寄せられ、成年後見人に連絡を取り対応した事例はございます。

通常、市のほうでは成年後見人が管理する空き家や空き家バンクの登録物件の把握はしておりません。しかし、成年後見人の選任において、市長申立てによるものや包括支援センターの支援によるものは成年後見人を把握することができますので、限定的ではございますが、管理物件の適正管理ができていない場合等は成年後見人に対し協力を求めてまいります。

今後も、成年後見制度の利用促進に向け、様々な課題に対して、関係団体や庁舎関係各課と連携を図りながら解決に向けた取組を進めてまいります。

○議長（牛嶋利三君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

今、答弁いただきましたが、みやま市のみでなく、全国的に高齢者に対する現状としては認知症が問われております。現在、高齢者の5人に1人の認知症があるということは市長も

認識されていると思いますが、認知症になっても、障がいがあっても安心して自分らしく暮らしたいと望まれている方々、それを支えるのが、まず第一は家庭でございます。そして、地域であり、また、今回あります成年後見人ではないかというふうに思っております。

そういった中で、成年後見人が支える方たちにつきましては、先ほど答弁でもありましたが、地域から孤立した家庭が増えつつあることや、親族がいない、親族がいても疎遠で関わりを拒否しているなど、生活支援等、複合的な課題が年々増加しているところでございます。

成年後見人は、先ほど述べましたように、本来は親族の後見人が一番であるのですが、現状では、親族後見人は2割程度というのが現状であります。あとは、先ほどありました市長申立てによる弁護士、司法書士、社会福祉士の後見人が大半であろうというふうに思っております。

しかし、今後増大する身上保護者へ対応するために、国としては平成28年4月に成年後見制度利用促進法が制定をされました。

先ほどもありましたように、本市におきましては、本年3月作成された第9期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中にもうたわれておるところでございます。

養護支援の地域ネットワークの中核となる機関、中核機関を設置するというふうになっておりますが、現在みやま市では、認知症本人の方に対して、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携した生活支援を行っておられます。地域との連携を下に全体で支えている。

しかし、後見人に移行した後は連携はなくなってきます。現在、認知症の方々には、ネットワークをつくって市、社協、関係機関、地元とともに見守っておりますが、現在の制度では、後見人に移行した後については地域との連携がなくなってくるのが現実です。

本人を支えた地域との関係がなくなってくるということにつきましては、今回この計画の中で中核機関の地域連携ネットワークとはどのようなものなのか、先ほど言いますような認知症のときの地域ネットワークと、今回、成年後見人になったときの地域の連携ネットワークはどのようなようになっていくのか、まず質問をいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）**

ただいまの前原議員の御質問にお答えいたします。

議員お話がありました地域包括支援センターにおいては、包括センターの機能といたしま

して、地域の関連機関、地元の方々、介護、医療、福祉の専門職と、その方が地域で住んでいられるのに、見守りや支援を協力して支えていくという形でネットワークの醸成を進めております。

その中で、先ほどありました中核機関の中で、その方の権利を支えていくための権利擁護支援ネットワークと申しますが、そちらのほうとどのようになっていくのかということでございます。

中核機関の役割といたしましては、やはり成年後見制度の利用促進につながるように、成年後見制度がどういったものかというものを広報、普及していく役割が一つございます。

また、2つ目に、普及をしていって相談窓口はここですよということで、相談に対応する機能が2つ目の機能でございます。

3つ目に、成年後見制度の利用を促進していくための機能の中に、先ほど議員御質問のありましたネットワークの構築、それと成年後見制度の利用を促進していく中で生じてきましたいろんな課題と取組、そういったものをどうやって解決していくかというものを、今までの地域に住んでいらっしゃる支援を必要とされるの方々につきましても、そういった支援の方向性を、支援をしていく中でいろんな課題が起こってきますので、支援に携わっている方々に参画をいただいて、課題の解決に向けた会議、協議というのは包括支援センターでもやっております。

そういった、イメージしていただきますと、その中に司法、弁護士さんでありますとか、司法書士さんでありますとか、例えば、みやま市を管轄しております家庭裁判所、そういったところの司法の関係者が追加して加わるようなイメージでございます。

その方を支えていく権利支援のネットワークにつきましては、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、御本人は地域で暮らす一市民の方です。その方々の暮らしを支えるため、また、その方々がいろんな消費者被害やお金の管理等に困らないようにということで、成年後見制度というものの中でその方々の暮らしを守っていくこととなります。

そういうことで、中核機関の中で設置されていく権利擁護支援ネットワークというものを新たに、今までの既存のいろんなネットワークがございます、例えば、包括支援センターが管轄しているところと言いますと、前原議員が述べられました認知症の方を支える支援ネットワーク、それと高齢者の方を見守りする緩やかな地域の支援者の方たちで行われているネットワーク、それと、高齢者に限らず、子ども子育て課のほうでつくられている子供の見

守りネットワーク、福祉課のほうで管轄してあります障がい者の方たちの生活を支える障がい者のネットワーク、そういったあらゆるネットワークがみやま市の中には幾つもございます。

1人の相談者の方に対して、その方が高齢であれば高齢者の見守りネットワーク、既存のネットワークと司法をくっつけた形で権利擁護支援のネットワークの構築を中核機関がやっていく、つくっていくということになっていきます。

中核機関のネットワークの支援、地域とのつながりというところでは、このようなネットワークの構築の中でいろんな支援者の方を交えながら御本人の生活を支えていくという仕組みづくりが中核機関の役割の一つとなっております。

以上で回答を終わらせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

9番前原武美君。

**○9番（前原武美君）**

次の質問まで答えていただいたごたっけんがら、私としてはその実態をお伝えします。

先ほど言いましたように、認知症の方につきましては、常にみやま市が自慢する地域コミュニティが充実しておるという中で、地域の支えが今まで十分にあったわけですね。それは今も誇りと思っております。

しかしながら、先ほど言います後見人に移行したときはそれが途絶えるわけですね。先ほど説明がありましたように、今後の中核機関の中での地域ネットワークの中で十分期待をしております。

地域としては、コミュニティはしっかりしておりますので、それを支えていただくような機関として運営していただきたいというふうに思っております。ただ、今の中核機関がどのようにしていくかがまだ明確になっておりませんので、今の分を私が述べさせていただくように、地域としては、今まで長く一緒に生活して支え合ってきた方が、ある日、途絶えるわけですね。そういった分でどのようになされておるのか、今どんな状態なのか、いろんな分をやっぱり心配するわけです。それを尋ねましても、個人情報ということでばっさり切られます。そこら辺が今回私が問うところでございます。

地域とともに長年共存、共生して暮らしていた方が、後見人というのはいい制度です。身上保護をしていただくためですから、その方がより良い生活をされていくということは私も

いいことだと思いますが、それを支えてきたその地域の方たちの連絡、連携がなくなっていくというのは、これは寂しい問題じゃないかというふうに思っておるところでございます。

今後、その中核機関の中でどのように、今、課長が述べられたような形でいけば理想的じゃないかというふうに思っておりますので、そこら辺、十分にやっていただきたいというふうに思っております。

次にと思っと思ったばってん、これは飛ばさせていただきます。

そういった意味で、今お話しいただいたように、中核機関の地域ネットワーク、支援のネットワークには十分検討していただくという中でございますが、先ほども言いますように、国が定めた運用からして、中核機関の設置について、いつになるのかという分が、もう既にそういった後見人を必要とする人々が増えております。これは早めにしていかないかん分で、私もいろいろ調べてみたところなんです、国の設置目標は本年というふうに、令和6年ということになっております。

私は筑後地域エリアを調べてみました。ちょっと残念なことをお話しさせていただきますと、筑後エリアの4市については既に設置済みでございます。どことは言いません。設置済みです。ただ、1市1町については本年設置ということが私の調査では出ました。残念ながら、このみやま市は、先ほども答弁がありましたように、いつということが出ておりません。

そういう中で、じゃ、いつになるのかということは市長も当然御存じでしょうけど、方向性としてお伺いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

その設置の分については、詳しくは担当課長でお伝えいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）**

前原議員の御質問にお答えいたします。

設置につきましては、議員おっしゃられるとおり、うちも含めて近隣の数市はまだ設置をという状況でございますので、今、中核機関の設置に向けた取組を内部で進めているところでございますので、今年度中に設置をしていきたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

今年度中、もうあと僅かしかございませんので、そういった中でどのようにされていくのか、時間がかかっているということは、よそよりも十分調査検討されているから時間がかかっているというふうに思いますので、立派な中核機関の設置をお願いしたいと思います。

ただ、その中でお聞きしたいんですが、この中核機関の運営については、調べてみますと直営と委託というふうにあります。そういった場合に、みやま市のやり方としましては、現在は地域包括支援センターがあります。その中で認知症対策をされてあって、後見人も若干——若干というか、主に取扱っていただいておりますが、中核機関を中に入れたとき包括支援センターと併用業務になるわけでございます。

そういったときに、先ほども述べましたように、高齢者が増えていき認知症の方が5人に1人という現状の中で、新たに後見人を必要とする方が増えていきます。そういった現在の業務の中にこれが加わっていくということについては、果たして可能なのかという思いがありますが、これもさっきおっしゃった中核機関の中でどのようにしていくというのはあると思いますが、もう既に検討されてあるかなと。来年3月までにつくり上げられるなら、そこら辺があるかと思いますが、方向性について、これは市長のほうかな、お尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはりこの成年後見制度というのは非常に運用面で難しい制度だと思います。

地域包括支援センターの中でという部分も含めて、人的な部分、組織的な部分、やっぱりしっかり研究をして進めていかないと、いざ走り始めてできないということではできないと思いますので、そこはしっかり調査研究をした上で、先ほどおっしゃった直営は委託とか、そういうのを併せて研究、検討を進めていかざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

今の中で、市民と直接触れ合う、市民を安心させるというのは、やはり市が直接対面する、対応するのがいいというふうに思うし、血の通った中核機関の運営をお願いしたいと思っております。

そういった中で、先ほども言いましたように、在宅認知症の方については包括支援センターと地域ネットワークでやっておるんですが、先ほども言われます、今後、成年後見に移行したときの本人を支えた地域との関係がなくなっていくという中で、後見人の方はどういう形がいいかという中でしてみますと、やはり親族は4親等までの方が後見人になれる。

私もいろんなことを調べてみました。市内の後見人の方、市外も調べてみましたが、やはり親族の後見人の方が一番、身上保護についてはよく行われております。あと、弁護士さん、司法書士さんがなされていないかという、それは十分なされているんですよ。

しかしながら、今抱える人数、本来の業務からしたときに、どうしてもやはり身上保護の中では、施設に対する契約、支払い、そういった分だけで、なかなか地域との今までの関係というのはなくなっているような現状が大半でございます。

そのためには、私も親族の後見人の方とも話しました。そして、もう一つは市民後見人がありますよね、そういう方とも話をしてみました。やはり中身については、その方については地域が大事なんですということをおっしゃるわけですね。かといって、今言います司法書士さんたちがそこまでという役割に入っていないんですよ。

しかし、今言いますように、長年一緒に暮らした方たちに対する現状の報告なり、そういった分は必要だろうというふうに思います。この中でも、今、国が定めました中核機関設定の中で、後見人制度の中で市民後見人を育成しましょうという分があるわけですね。

最初登壇したときにも述べましたように、福祉計画の中では、認知症に対するサポートの育成とか、講演会とか、目標数値がありますが、後見人に対する今からの推進についての数値目標とかうたってございません。今からかなというふうに思いますが、この中に目標がございません。

ただ、県は既に市民後見人養成研修会とか、実態を把握して進んでいるんですよ。そして、各市町村に中核機関を設けていきたいと思いますという中で、いち早くやっていただきたいというのが私が言う分でございます。

ずっと答えば先に言うてもらうけん、俺が質問がちょっと分からなくなったばってん。

もう一つ、さっき言いますように、じゃ、なぜ、私が成年後見人の中で、親族の後見人、

一般市民後見人という中を一つだけお話しさせていただきます。

こういった中で、成年後見人の中では身上保護、先ほど言います、本人の契約行為とか、それをするのが身上保護ですね。もう一つは財産管理が入ってきます。その方が持っておられる財産、預貯金も含めてですが、土地、保有されている家屋等の財産管理も役割の一つに入ってくるわけです。これを実態としてお話しさせていただきたいんですが、これが先ほど言いますように、地域とも連携がなくなったときには、先ほど言います財産を放置されているのが実態なんですよ。先ほど三小田議員の空き家問題でありましたが、その中にかなり物件が入っているというふうに思っておるところでございます。

それで、みやま市が空き家状態を調査されて、1,100とおっしゃった中では、この中にかなりその物件も入っていると思うんですよ。そうすると、今言いますように、実態を申し上げますと、認知症になられてそういった後見人を立てられるということは、もうかなり高齢の方でございます。と同時に、家屋もかなり傷んだ家屋が大半なんですよ。しかし、みやま市は割と農村地帯で敷地が広く、三小田議員もおっしゃったように、かなり荒れた状態ですね。

そういった中で、さっき言います認知症のときは、地域を含めて周りが生活の見守り、そういったお手伝いもやっていたわけですね。

さっき、甲斐田建設都市部長がおっしゃられた公共物は、地元のそういった団体がございまして、そういった団体でやっていますが、個人財産はそれはされないんですよ。さっき言います個人財産をやろうとしても、隣の家に、草がかぶったり木がかぶったりして、やりたくてもできないんですよ。問い合わせますと、個人情報ですから、今、財産管理人が誰とか教えていただけないんですよ。今回こういった問題をしていけば、連携をすればそういった分も解消される、そして、今、地域のコミュニティーはしっかりしたもんですから、そういったお手伝いも、おられなくてもできるような形をつくり上げていかないと、本人の身上保護はできません。しかし、もう一つの財産管理については、これは放置状態になるんですよ。そうしますと、既存のおられる皆さんが環境悪化でおりづらくなる。まして、移住してくださいという中でこういう状態じゃ来られないと。空き家バンクに登録しても、草ぼうぼうの家ば買うてくださいとか言われぬ。

そういった状態になってきますので、できますならば、今言いますように、中核機関の中でも、地域との連携をしっかりとさせていただいて、そういった直の悩み、心配事を成年後見

人の方に伝えられる。私どもが、市民が直接言おうとしても、どなたか分からないんですよ。私もよく聞くんですが、どなたですかと言われる中で、私は言われんですもん。

じゃ、それを伝えていただく窓口というのは、市に頼るしかないんですよ。そういった分を今回の中核機関の中でしっかりと、今、認知症の地域連携ネットワーク、構築されてあるのと同じようにそれを移行した形でされていないと、さっき空き家で放置状態、環境が悪い、移住してください、空き家が立派ですよと言われても、管理されていない空き家に来られるわけじゃないじゃないですか。そういった分をしっかりとこの中に入れていただきたいというふうに思っております。

それと、さっき言います、後見人の中で親族の後見人、一般市民の後見人の方は、やはり先ほども言いますように、その方の親族が後見人になられないというのが成年後見人がなれますが、親族の後見人の方になりますと、やはりその財産の処分を併せてやっつくというのが多いんですよ。なぜかといったら、その方が亡くなられたら相続になるんですよ。じゃ、そのとき処分して幾らかの取引があったときに、その方の支援に、身上保護に使われるわけですね。

ですから、私もそういった親族の方の後見人に尋ねましたら、そういった制度を使って家庭裁判所に申し入れないかんけど、早急に処分すると。そして、身上保護のほうに使ったというのが実態でございます。しかしながら、今市内に成年後見人がされてある財産管理の中では、お尋ねしますが、空き家バンクにどれくらい登録されてありますか、分かりますか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

前原議員さんの質問にお答えいたします。

うちのほうでは所有者または管理人しか調査していませんので、後見人さんの数値は把握できていません。

○議長（牛嶋利三君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

同じように、後見人さんがみやま市にどれくらい現在対応されてあるかも把握は厳しいんでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

山下介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（山下優子君）

前原議員の御質問は、みやま市のほうで後見人がついていらっしゃる方の数を把握しているかという御質問でしょうか。

令和6年7月31日現在でございます。みやま市に後見人がついていらっしゃる方は81名でございます。特段みやま市のほうの数が非常に少ない、または多いということでもなく、近隣の柳川の家庭裁判所管轄の市町村の中では平均的な数となっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

そういうふうに把握されてあります。一方では、そういった空き家状態、その方たちが空き家バンクに登録されていない、今おっしゃった、幅広く、固定資産の納付のときに案内を出されたとかおっしゃってありました。しかし、もう81名とか分かっているんですね。こういった分を、さっき私が言う地域連携ネットワークの中に入れていただければ財産管理も十分できるわけですね、個々にするから分からないんです。だけど、今度は中核機関の中にネットワークと明確に入れてあるんですね。ですから、みやま市が動くんですから、介護保険課が動くわけじゃないんですよ。みやま市が動くんですから、そこには都市計画も関わるわけですから、こういった分を関係機関と連携してとうたってあるけど、実態が、私がさっき述べますように、親族の後見人もその制度を利用せずに個人で売買、不動産に依頼して処分されたとかなっているんですよ。おたく辺りは広報とか、いろんな分でされたと言うんですが、なかなかそういった連携がなりません。

そういった分を含めたところで地域との連携を、私は今回、この一般質問の中では地域連携をうたっていきます。それがなければ、今後のみやま市の高齢化対策、また消費者対策もなっていないというふうに思っております。

市長が常におっしゃる、みやま市は地域コミュニティーが充実しておると私も思いますが、そういった分を大いに発揮するには、連携、チームワークが、ネットワークが必要というふうに思っています。

最後になりますが、市長にお願いしたいと思いますが、今後、間違いなく身上保護等を求める方が増えていく現状を御理解いただいたと思います。

そういった中では、やはり今申しますように、早急に中核機関の設置をされ、みやま市として、地域事業に合わせた利用促進、後見人の人材確保、成年後見人実施機関の支援を積極的に進められたいと思いますが、市長の考えをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

前原議員の御質問にお答えいたします。

前原議員おっしゃるように、やはり高齢化により認知症等がどんどん増えてまいります。そういう中で、成年後見人制度というのは、しっかりした方たちが成年後見人になっていただかないといけないと思いますし、そういう中で、先ほど申し上げた中核機関の設置、その中でのネットワークをいかに進めていくのか、特に財産管理に関しましては、非常にいろんな部分で難しい問題もはらんでいると思います。

そういうところも含めまして、しっかり研究し進めてまいりたいと思いますので、どうぞ、またお知恵を拝借いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

そういった問題がかなり、高齢者に限らずいろんな問題がございますが、やはり今、目に見えている、国も定めた中核機関を早急に設定されて、市民のために活動していただきたいと思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと休憩しましょうか。ここで暫時休憩をいたします。

休憩後の会議は35分にしましょう。

午後2時19分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

今日、通告いただいております一般質問の大トリを務めていただきます、1番諸富正也君、一般質問を行ってください。

○1番（諸富正也君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番議員諸富正也でございます。本日最後の一般質問です。よろしくお願ひします。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、主題を農業振興について、一般質問をさせていただきます。

本市の基幹産業でもある農業は、恵まれた自然条件と豊かな地域資源を生かして、県内でも有数の生産拠点を形成しています。本市の第1次産業従事者には、高齢化や担い手、後継者不足が深刻化、耕作放棄地の増加といった課題が多くあります。農業の担い手不足、高齢化問題は長い間指摘され続け、自営農業を仕事にしている基幹的農業従事者の減少は止まらず、平均年齢も上昇し続けています。

耕作放棄地や荒廃農地の増加も長い間認知されながらも、改善できない深刻な問題です。また、担い手・後継者不足を解消するには、国、県、JAなどの関係機関と連携しながら、新規就農者支援や、UIJターンを希望する人々を就農につなげるような仕組みづくりを進める必要があります。

生産基盤の充実、強化を図るためには、耕作放棄地等を含めて農地を一定規模にまとめた上で、基盤整備等の条件整備を行い、担い手への農地集積が求められ、収量の増加による生産者の所得向上を図る必要があります。

地元農作物を利用した加工品づくりなどを推進し、新たな商品を開発する上で、JAや地元企業、加工グループと連携して6次産業化の推進が必要です。

一方、みやまのブランドの確立に向けて、地元農作物のPRを推進し、高い集客率を誇る道の駅みやまを有効に活用して地元農作物のPRに努め、今後も積極的に市内外への消費者へPRを行うとともに、新たな農作物のブランド化を図っていく必要があります。これらの問題を解決し、生産力を向上させるためには、スマート農業の推進や、農地経営の大規模化、農作物のブランド化が有効です。その中で、特に2点についてお尋ねします。

具体的事項1、農家の高齢化・担い手不足についてお尋ねします。

日本の多くの産業で、少子高齢化に伴う後継者不足が問題になっています。農業も例外ではありません。特に、農家の高齢化は深刻です。年々離農する農家が増加する反面、新規就農者が増えないこともあり、高齢化と担い手不足は今後ますます深刻化する可能性が高いと考えられますが、本市の対応を伺います。

具体的事項2、耕作放棄地の増加についてお尋ねします。

かつて農地だったものの、現在は農地として利用していない耕作放棄地や荒廃農地の増加も課題となっています。この問題は長年認知されていましたが、解決には至っていません。耕作放棄地や荒廃農地の本市の対応を伺います。

以上、2点について御答弁をよろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

では、諸富議員の農業振興についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の農家の高齢化・担い手確保についてでございますが、本市の基幹産業であります第1次産業の就業人口は、2020年の国勢調査においては2,391人、2010年の3,060人と比較すると、10年間で21.8%減少しております。また、そのうち65歳以上人口は、2010年においては1,351人、2020年は1,366人とほぼ横ばいですが、第1次産業の就業人口全体における65歳以上が占める割合は57.1%と高くなっており、この数字からも本市の農業における高齢化は進んでおり、担い手、労働力の確保は重要な課題であると認識しております。

このため、本市では、持続可能な農業を目指し、新規就農者の確保、育成を推進しております。

具体的な取組としましては、JAみなみ筑後、南筑後普及指導センターと連携し、令和3年度にみやま・大牟田新規就農支援協議会を立ち上げ、JAみなみ筑後のトレーニングファームの活用をはじめ、就農相談や就農に向けた支援策の情報などを関係機関等が共有し、助言、支援することにより、新規就農者の確保を図っているところでございます。

また、就農初期段階の農業者の経営支援としまして、国の経営開始資金の活用や、市独自の新規就農者育成支援事業補助金の活用により支援を行っております。

本市の農業の持続的な発展を図るため、引き続きJAみなみ筑後や南筑後普及センターと連携をし、担い手確保等の支援に努めてまいります。

次に、2点目の耕作放棄地の増加についてでございますが、耕作放棄地や荒廃農地の増加については、本市でも重大な課題と認識しております。

現在、耕作されていない遊休農地につきましては、日頃より農業委員会において、所有者や耕作者に現地の写真を添えて農地の適正な管理を行うよう文書指導が行われております。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様により、毎年8月、9月の農地パトロールの実施や、遊休農地調査が行われ、利用意向調査が実施されております。意向調査の回答の多くは、農地を貸したいというのですが、借り手がないというのが現状であります。

こうした中、農業委員等による農地の耕作者等を探すあっせん活動や、農地の適正な管理の指導などにより、令和4年度の遊休農地調査では59.6ヘクタールあった遊休農地が、令和5年度には55.1ヘクタールと4.5ヘクタール減らすことができております。

また、昨年度は、農業委員の皆様が中心となり、遊休農地解消緊急対策事業を活用することで、山川町河原内の約40アールの遊休農地が解消しております。この事業は、農振農用地区域内の農地を所有者が福岡県農業振興推進機構を通じて10年間無償で耕作者に貸し付けることを前提に、遊休農地解消の作業費用として10アール当たり86千円補助されるものであります。

そのほか、現在、山川町甲田地区においては山間地基盤整備を進めており、遊休農地や山林も含めて、優良農地として整備することといたしております。

以上、申し上げましたとおり、本市としましても遊休農地の解消に努めております。今後ともこれまでの活動を充実させつつ、遊休農地解消の補助事業等があれば積極的に活用し、さらなる遊休農地の減少に努めてまいります。

**○議長（牛嶋利三君）**

1番諸富正也君。

**○1番（諸富正也君）**

御答弁ありがとうございました。

では、具体的事項ごとに改めて質問をさせていただきます。

具体的事項1、農家の高齢化・担い手確保についてお伺いいたします。

農家の生産現場では、高齢化や担い手・後継者不足が進んでおり、維持、継続が困難であり、将来の本市の農業にも大きな不安が伴っています。ここ数年、コロナ禍によって消費動

向の変化や、農業資材関係の高騰など、農業経営に大きな不安や負担が強いられてきている状況です。一人でも多くの就農者を確保し、営農を維持継続することが本市の農業を発展させるためには重要であると考えております。本市の新規就農者数の就農状況をお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

○農林水産課長（猿本邦博君）

私のほうから答弁させていただきます。

新規就農者の就農状況の御質問であったと思います。

令和5年度の新規就農者の就農状況でございますが、8経営体が就農され、うち1つの企業でございます。

品目につきましては、イチゴは2経営体、ナスは1経営体、セロリは1経営体、ミカンが1経営体で、その他野菜で3経営体となっております。

年齢構成等につきましては、30歳代が5経営体、40歳代が1経営体、50歳代が1経営体となっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1番諸富正也君。

○1番（諸富正也君）

少子高齢化が進み、各産業において労働力不足が深刻であり、大きな問題です。特に、農業経営は手作業や収穫時期の判断など、長年の経験が重要であると考えられます。オートメーション化やスマート化されるまでにはまだまだ時間が必要です。私は本市の農業の維持、継続、発展を図る上で、農業の担い手確保が重要であると考えております。

具体的に、担い手確保に関する質問ですが、新規就農者支援の事業内容をお聞かせください。

また、県外からの新規就農者、新規就農希望者に対してオンラインでの相談は可能なのか、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

○農林水産課長（猿本邦博君）

お答えいたします。

まず、1点目の新規就農者の支援、事業内容であったと思います。

市長の答弁の中でもございました市独自の新規就農者育成支援事業補助金の内容で説明させていただきます。

1つに、新規就農補助といたしまして、新規就農者、これは親元就農も含むでございますが、営農に必要な機械や資材などの購入に対し、助成を行い、育成を図るものとしております。補助率は2分の1で、上限300千円でございます。

2つ目に、就農里親助成としまして、新規就農者に指導を行う農業者に対しまして助成を行うものでございます。指導者に対しまして年60千円の報酬でございます。

3つ目に、施設等借上料助成でございます。

新規就農者、これは親元就農も含むでございますが、農地や空きハウス等をスムーズに確保できるよう助成を行うものでございます。借上料、10アール当たり月5千円でございます。

続きまして、オンライン等での就農の相談ができないかであったと思います。新規就農者の相談機会の確保であるかと思えます。

現在、就農相談につきましては、現状、毎月第3水曜日に普及指導センター、J A、市の3者が就農相談会を行っております。

相談者の都合等により、日にち等は臨機応変に対応はしてきておるところでございますが、新規就農者の相談機会の確保の観点から、御提案のオンライン等の就農相談につきましては今後検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

1番諸富正也君。

○1番（諸富正也君）

新規就農者支援については、県、J Aと一緒に連携を図り、しっかり取り組まれていると思います。また、今後オンラインでの相談も検討していただくよう、よろしくお願いいたします。

本市は、新規就農希望者に寄り添った就農相談をしていると伺っております。就農相談員の役割を具体的にお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

**○農林水産課長（猿本邦博君）**

お答えさせていただきます。

先ほど、就農相談につきましては、普及指導センター、J A、市の3者で対応をさせていただいております。

普及指導センター、J A等が営農指導であったり資金調達、また、空き農地、空きハウス等の情報等を行っておるわけでございます。

市につきましては、新規就農者に該当する補助事業等の対応を行っておるところでございます。

そういった形で、就農相談については対応をさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番 諸富正也君。

**○1 番（諸富正也君）**

特に県外からの新規就農希望者は、親戚や身寄りもなく、土地勘もないところで初めて就農を行うこととなります。農業経営に関する不安以外にも過剰なストレスなどの要因があります。気軽に相談できる就農相談員の存在は就農者の心のよりどころの機能を果たしていると思われまます。

農家数は減少し、高齢化と担い手不足が進み、また、将来にわたって不安が大きく、全国でも少子高齢化問題も顕著です。農村部においても同様で、加速度的に進んでいると思われまます。

地道な施策努力が数十年後の地域農業を守ることにつながり、農業者が地域で果たす役割は重要であると思われまます。

新規就農者確保も確実に地域農業を支える農業者につながっていくと理解をしております。

地道な支援は本市の画期的な農業継続ができるようにお願いします。

また、本市の農業農村生活に関する魅力発信を行ってほしいと考えておりますが、どのような情報発信をされていますか。

**○議長（牛嶋利三君）**

猿本農林水産課長。

**○農林水産課長（猿本邦博君）**

お答えさせていただきます。

新規就農者等を含めて情報発信でございますが、現在みやま市の広報であったり、農業委員会が発行しております農宝みやまに掲載であったり、J AさんのGREEN PEACEに掲載等をしてしながら、新規就農者等の情報を踏まえて本市の情報を発信しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

よかったら、今の時代、X（旧ツイッター）やインスタグラムといったSNSを活用してPRの強化をすればよいと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

○農林水産課長（猿本邦博君）

お答えさせていただきます。

幅広く情報発信の観点からの御提案かと思えます。

今後、J A、普及センター等々を踏まえて検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

広い範囲で情報を提供するメリットがあり、多くの人に短時間で情報が伝わりますので、検討されるよう、よろしく願いします。

次に、若い世代が農業に関心を持たない、いわゆる農業離れも問題です。これは農業が困難で、収入が安定しない職業とみなされがちのためです。1度は市外、県外に異業種に就職したものの、両親が老いていく姿を見て心配し、本市ふるさと、みやまへの愛情や思いが強くなり、将来的に本市みやまへ戻って、農業を志そうとしている方もおられると思います。

また、先ほど答弁に、市の独自補助があるとお聞きしましたが、親元就農でも該当するのか、お尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

○農林水産課長（猿本邦博君）

お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、親元就農につきましても、農地確保の観点からも新規就農の有効な手段と思っておるところでございます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、新規就農者育成事業支援補助金につきましても、親元就農でも可能としておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

担い手確保として効率がよいのが後継者である親元就農の推進です。少しでも親元就農希望者の背中を押し、後押しにつながる担い手不足の解消につながればよいと思われま。

本市の基幹産業である農業を取り巻く環境は、担い手不足や高齢化など大変厳しい状況です。

新規就農希望者、親元就農希望者に寄り添えるように関係機関でさらなる連携を強化していただきますよう、よろしく願いします。

次に、具体的事項2、耕作放棄地の増加についてお尋ねします。

今後、担い手は確実に減少して、人の手が入らなくなった耕作放棄地が増加し、雑草が繁茂したり、種子が飛散したり、有害鳥獣や病害虫が侵入して近隣の農家、農地の営農にも悪影響を与えてしまいます。また、雑草が繁茂している状態になると、ごみの不法投棄が発生するリスクがあります。

ここで、耕作放棄地の解消に向けた取組事例を1つ紹介します。高齢化に伴い、手入れされなくなった耕作放棄地、新たな作物をされて活性化を目指そうと福岡県内での地域の人たちが奮闘しております。

農林水産省が毎年行う調査では、福岡県内の再生利用が困難なほど荒廃した土地や遊休地などの面積は4,200ヘクタールから5,100ヘクタールで推移しています。背景には所有者の死亡や高齢化、家族が遠方に暮らしていて手入れできない、山間地などの条件の厳しい土地が多いといった様々な事情があります。

県は、2022年度から耕作放棄地を農地として活用しようとする事業者に対し、10アール当たり86千円を国と補助する事業を始められました。2022年、2023年度には宗像市、久留米市などの4市の計1.6ヘクタールで草取りや土壌の再整備に充てられています。

産業廃棄物のリサイクルを手がける大坪G S I（柳川市）は循環型社会を目指す中で農業に着目、みやま市山川町にあるリサイクル工場そばの放棄地を活用し、九州ではあまり栽培されていないコーヒーに挑戦をされております。2019年からリサイクルガラスからつくる自社の人工軽石を混ぜて土壌の水はけを改良しながら約2ヘクタールの整備を始め、2021年に晴れのまち農園をオープン、苗木150本を管理されております。2024年5月までの半年間、木のオーナーを募集すると、すぐに定員が埋まり、オーナー限定のイベントや住民向けのマルシェを開き、担当者は住民が集う場に生まれ変わらせるという目標に近づいてきたと手応えを感じているとのこと。

このような事業者の新規参入の取組について、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

岡農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（岡 俊幸君）**

諸富議員のおっしゃいました山川町甲田地区で行われているコーヒー園の活用ですが、コーヒー園として活用されるということで2.4ヘクタールの遊休農地が解消されております。

農業委員会としても、こうした法人による遊休農地解消についてはとてもありがたいと思っておるところでございます。今後もこうした法人の参入については積極的に対応したいと考えております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

1番諸富正也君。

**○1番（諸富正也君）**

ぜひ、本市としても積極的に受入れをしていただければと思います。

理想としては、耕作放棄地がなく利活用ができるようにすることが一番いいのですが、なかなか難しいと思われま。

耕作放棄地が増加すると周囲の農地の営農にも多大な影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。耕作がしづらい、作業効率が悪い農地については耕作放棄地になる可能性は高いと

考えられます。

本市として、次世代に残すべき優良農地確保に向けた情報は把握され、残すべき農地について洗い出しを行って、担い手に引き継げるような話し合いを進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

岡農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岡 俊幸君）

ありがとうございます。

現在、JA、普及指導センター、推進機構、農林水産課、農業委員会の関係機関が一体となって地域農業の将来の在り方を示した地域計画を作成するため、地域ごとに担い手を集めて話し合いを行っている最中でございます。

この地域計画とは、地域での話し合いにより、将来の農地利用の姿を明確化するもので、誰にどう集約したら耕作しやすくなるのか、耕作者のいない農地をどうやっていくのかを地域で話し合って決めていくものでございます。今後も地域の話し合いを進め、地域計画の作成、実行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

次世代に残すべき農地は確実にあると思います。今後スピード感を持って地域農業の課題としてしっかり認識していただき、洗い出しを行い、話し合いをすることが大切であると思われます。

耕作放棄地は解消と発生を繰り返すとなっており、根絶は難しいと理解をしております。しかし、粘り強く地道な取組が必要であると認識をしております。

耕作放棄地の発生予測は困難であるにしても、耕作放棄地になる前に早期発見に努め、残念ながら、耕作放棄地となった後でも営農再開となるように対応しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

岡農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岡 俊幸君）

先ほど申しました地域計画については、令和7年3月末日までに法令によって作成するようになっております。

地域の担い手と話し合いを進めながら、我々としても令和7年3月までに完成を目指しているところでございます。

ただし、令和7年に完成したとしても完璧なものができるものとは思っておりません。作成後もより理想的な地域計画となるよう、その後も継続して地域と話し合っていく所存でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

農業委員と連携した日頃からの農地の見守りや、地域農業関係者からの情報収集など、地道な活動により耕作放棄地の解消、発生、抑制に努めていくしかないと考えております。

最後に、本市の新規就農の支援策は他の自治体に比べて対策を講じていただいていると思っております。

市長は、本市の基幹産業は農業と仰っていただいております。本市の持続可能な農業振興を図る上で、担い手確保が重要であります。引き続き担い手確保に講じていただければと思います。

耕作放棄地も地域農業の課題として取組が重要です。即効性の高い施策はないと理解をしております。地道な施策努力が数十年後の本市の農業を守り、持続発展につながると思っております。

市長も農業をやっておられます。将来、農業を志そうとしている就農者に対して、また、本市の農業への思い、熱意、見解をお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

諸富議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、みやま市は基幹産業が農業でございますし、一番の売上高も農業の

売上げが主になっておるわけでございます。

そんな中で、先ほどから御指摘のとおり、農業後継者、そして高齢化、それによって耕作放棄農地でありますとか荒廃農地、担当のほうでは遊休農地と申し上げておりますけれども、この遊休農地をしっかりと活用していく。これが私たちのこのみやま市の基幹産業を守る重要な手だてだと思っております。

そういう中で、現在、JAみなみ筑後さん、組合長はじめ幹部の皆さん、この間、意見交換会をさせていただきました。

その中で、やはりJAみなみ筑後さんの農協のほうでも、何とかしなくてはいけないということで、いろんな方策を今プロジェクトチームをつくって考えておられますし、そういうことも含めて、市また農業委員会含め、また、耕作者とつなぐ形をしっかりとつくりながら遊休農地を少しでも減らす、また、新規就農の方たちが安心して就農できる、また稼げるような、みやま市の農業づくりをしていかないといけないと思っております。

やはり経営上、黒字になる農業経営でなければ就農できないわけでございますし、そこはしっかりと見据えながら、私ども市とJAさん、また普及指導センター、また関係機関の方々と併せてしっかりと支援もしていかないといけないと思っておりますし、また知恵を出し合って、このみやま市の農業が維持発展するようにはしていかなないと考えています。

なお、生産量につきましては、やはり農業人口の減少に伴って、それぞれの生産量が減ってきているのは私も、JAみなみ筑後さんのミカンでありますとか、ナスでありますとか、セロリでありますとか、いろんなみやま市の農産物の、もちろん米、麦、大豆もそうですが、トップセールスと一緒にやっているわけでございます。

そういう意味も含めて、しっかりと稼げる農業、付加価値の高くなるような、ブランド化をする農産物づくりにも私もしっかりと協力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番 諸富正也君。

○1 番（諸富正也君）

答弁ありがとうございました。

私自身も農業者が地域で果たす役割は重要であると認識をしております。本市の農業には、農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地と放棄地の増加といった課題が多くあります。これ

らの問題を解決し、持続可能な農業を実現するため、微力ではありますが、一翼を担うことができればと思っております。

本市みやまの農業に活気、魅力があふれることを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は9月6日となっておりますので、御承知おきをお願いしておきたいと思ひます。

午後3時14分 散会